

平成18年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年12月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成18年12月18日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成18年12月18日 午後4時09分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	欠
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	江口 幸一郎
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成18年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年12月18日（月）

本会議第5日目

午前10時 開議

- | | | |
|------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第181号 | 嬉野市教育委員会委員の任命について |
| 日程第2 | 議案審議 | |
| | 議案第151号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）） |
| | 議案第152号 | 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例について |
| | 議案第153号 | 嬉野市景観計画策定審議会設置条例について |
| | 議案第154号 | 嬉野市税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第155号 | 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第156号 | 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第157号 | 佐賀県市町総合事務組合の設立について |
| | 議案第158号 | 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散について |
| | 議案第159号 | 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について |
| | 議案第160号 | 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について |
| | 議案第161号 | 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について |
| | 議案第162号 | 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について |
| | 議案第163号 | 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について |
| | 議案第164号 | 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について |
| | 議案第165号 | 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について |
| | 議案第166号 | 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について |
| | 議案第167号 | 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について |
| | 議案第168号 | 佐賀県自治会館組合の解散について |

議案第169号	佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について
議案第170号	佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について
議案第171号	損害賠償の額を定めることについて
議案第172号	市道路線の廃止について
議案第173号	市道路線の認定について
議案第174号	平成18年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)
議案第175号	平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第176号	平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
議案第177号	平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第3号)
議案第178号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)
議案第179号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)
議案第180号	平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算(第3号)
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第181号	嬉野市教育委員会委員の任命について

午前10時 開議

議長(山口 要君)

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。

本日は副島敏之議員が欠席であります。

それでは、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、市長より議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命についてが追加議案として提出をされ、議会運営委員会が開催をされました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 . 議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

皆様おはようございます。本議会中、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命についてということで、御説明を申し上げたいと思います。

本日、定例会に追加程をお願いいたしました人事案件について御説明を申し上げます。

議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第20条の規定により、池田修委員が平成19年2月16日で任期満了となります。

池田委員が勇退の御意思を示されましたために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、田中平一郎氏を教育委員に任命したいので、議会の御同意をお願いするものでございます。

田中氏は、嬉野市塩田町大字 番地、 区に御在住でございまして、 年 月 日生まれの 歳でございます。

を御卒業後、現在 を営まれておられます。御経歴といたしましては、 役員や 区長、また の御歴任でございまして、平成9年には に任命され、また、平成17年には 等も受賞しておられます。地域において、地道な活動を通して、青少年の健全育成に貢献されておるところでございます。

人格高潔で識見も広く、教育委員としてまことにふさわしい人物と考えますので、ぜひ議員の皆様方の御同意をお願い申し上げます。

なお、御同意いただければ、平成19年2月17日から4年間の任期となります。

以上、議案の概要説明を終わりますが、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、議案につきましては、お手元にお配りしているとおりでございまして、

議案第181号

嬉野市教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成18年12月18日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

住 所 嬉野市塩田町大字 番地

氏 名 田中 平一郎

年 月 日生

理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

ということでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第181号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第2．議案審議を行います。

議案第151号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第4号））全部について質疑を求めます。6番副島議員。

6番（副島孝裕君）

4号についてですが、補正の3号には、歳入の180千円の繰入金の項目ですけれども、4号が今回の分でありまして、3号のとき繰入金がなく、2号のとき繰入金の残が911,237千円という計上でありましたが、4号のときに、その残が910,035千円というふうになっておりまして、差し引き1,202千円の減額となっておりますが、その辺の説明をお願いいたします。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

繰入金の2号と3号時点での差ということでございますけれども、2号のときには、恐らくこれは指定管理者の関係だったと思いますけど、1,202千円の増減がございまして、後だつて基金の繰入金を調整したものだと思われまして、その差が1,202千円になっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

そういった場合、議会の承認は必要じゃなかとですか。それともう1点、同じ、これは前の項ですけれども、ちょうど同じようなことが3月の予算から、例えば、歳入の13番の使用料、手数料ですけれども、1号の補正がなくて2号になるときに、これも若干の差がありまして、同じように、歳出の総務費についても、そういうふうな、ちょうどこの移しかえのときに、予算書に移しかえるときに数字を照らし合つて、ほとんどが前項の残がそのままついてくつとですけれども、こういうふうにして、今回の件と、それから補正の3月予算から1号、2号に移るとき、それから、歳出の2番の総務費の1号から2号に移るとき若干差がありまして、その辺も含めて説明をお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

恐らく、楠風館関係の指定管理者のときに、議案を訂正いたしました。訂正後の議案で議決をいただいておりますので、恐らく加除の段階で、議員加除されたときに、もう一つ前で加除をされているんじゃないかと思うんですけど、きちんと議決は受けているつもりです。

以上でございます。（「はい、最後」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

そいぎ、先ほど聞きました1号、2号の件に関しては、両方ともそういう関係、楠風館の

指定管理者関係ですね。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

6月議会だったかと思いますが、楠風館の使用料、手数料を含めまして増減がありました。その後、予算の方が訂正をいたしておりますので、そういう経過になっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第151号の質疑を終わります。

次に、議案第152号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。20番山田議員。

20番（山田伊佐男君）

所管で申しわけないんですけども、一応これ条例ができたことについては評価をいたします。

振り返ってみますと、都市防犯対策として、いわゆる監視カメラを設置するというところで、私どもが議案として受けたのは、いわゆる庁舎について5,000千円という予算の措置をされ、提案されたわけですね。

今回、規則等を見ておれば、図書館等ということで、要するに明記をされておるわけですね。そこら辺については、条例ができたので、いわゆる今後図書館につけるのもやぶさかではないわけですけども、そこら辺については市長にお伺いしたいんですけども、どういふことで図書館というふうな一気に飛んだのかですね、そこら辺について御説明をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長でいいですか。（「あっ、総務部長……」と呼ぶ者あり）総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、当初は本庁と総合支所につけるといふことで御説明を申し上げました。

それで、その後いろいろな事件がございまして、どうしても、これ緊急避難的にこちらにもつけた方がいいだろうということで、議会の方には説明する機会がございませんでしたけれども、そういう形で変更させていただいて、変更契約をいたしまして、そのように変更させていただいた経緯がございます。

それと、今御指摘はございませんでしたけれども、もう一つ皆様に御説明を申し上げなくてはいけないのは、当初は必要なときだけということで説明を申し上げておりました。

今回、この装置につきましては、常時稼働しなくてはならないという装置に、機種がそういう装置になっておりまして、その旨、映像等については、当然この条例、規則によって行うわけでございますけれども、そこら辺の説明も一部足らなかったもので、委員会の方では説明をさせていただきましたけれども、皆様には説明を申し上げておりませんでしたので、その辺の変更もでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

わかりました。例えば、5,000千円という予算措置をして、今回条例をつくられたわけですよ。一つは運用するに当たって、それなりの経費がかかるような気がするわけですが、そこら辺について、経費等、今後予算措置として出てくるものかですね、そこら辺だけお伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

日常の費用といたしましては、支所が50円で本庁が65円ということで、大体1日115円ということで、年間しますと42千円ぐらいの電気料が必要でございます。

それと、この録画装置のハードディスクがございまして、これについては、この条例に記入しておりますけれども、1週間ですと上書きをいたします。ディスクの上に。それで、耐用年数がございまして、鮮明な映像という形であれば、2年間で大体摩耗するということで、その費用が102千円ほど、まあ年間にすると51千円でございますけれども、というかかる計算で、今後費用をお願いする経緯になるかと思っております。

以上でございます。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑なしと認めます。これで議案第152号の質疑を終わります。

次に、議案第153号 嬉野市景観計画策定審議会設置条例について質疑を行います。質疑ありませんか。深村議員。

15番（深村繁雄君）

この景観条例の、これについての目的と、それからどうされるのか、方向性。そしてまた、地域的に考えておられるのか。そのようなことの基本的なお考えがあろうと思うんですけども、その点お示しを願いたいと思います。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

基本的なことと申されましたけれども、これは旧嬉野町のときに、景観の計画の指定団体ということで、県の方から指定を受けられまして、それを新市に引き継いで来ているわけですが、要は、景観については、新市の全体の景観を保つということで、そういうことを目的として今後進めていくわけです。

具体的には、いずれにいたしましても、区域の指定をしていくわけですが、そういうふうな具体的なことについては、今後審議会を立ち上げていきますので、そしてまた、庁内には検討委員会を立ち上げまして、作業部会等を立ち上げまして、いろんな方面から調査、研究をいたしまして、今後は進めていくわけでございます。

いずれにいたしましても、市民の主権を規制するわけでございますので、十分市民の方のコンセンサスを得られるように進めていかなきゃならないと思っております。

そういうことで、今後、市民の意識調査なり、あるいはワークショップ等を開催しながら、十分理解を得られるように、今後市民の協力を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

地区についてはそういうことで、いろいろ自然の景観なり、それから、嬉野の旧嬉野町で考えておられました古湯地区周辺の景観、それから町並みの景観ですね、それから農村地域

の景観、あるいは歴史、文化の景観とか、そしてまた、伝建地区周辺の景観ですね。そういうところで、新市全体を一応対象にして、今後検討がされるべきものというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

この審議会が第4条ですね、「委員の任期は、景観計画の策定の完了までの間とする。」という項目がございますが、大体いつごろまでにこれをやろうと思っていらっしゃるのかですよ、そのあたりについてはいかがなんでしょうか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

委員の任期につきましては、景観計画の策定の完了までということにしておりますけれども、まずは景観の基本計画を策定いたしまして、そしてまた、景観区域の設定ですね、そういうことで、当面は景観区域の設定までということ考えております。

以上でございます。（「今のめどは、大体」「めどめど」と呼ぶ者あり）

めどについては、おおむね2年程度で景観区域の設定、あるいは基本方針を含めて協議されればというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

2年程度、期間的には多分、基本計画関係がしっかりなるまでということではわかるんですが、ある程度、この文書に入れられないでしょうけれども、やはり説明の中で、ある程度こういうふうに何年程度というものは目標にしているというぐらいの御説明はしていただきたいなという気がいたしますので、よろしく願いしておきます。

議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）平野議員。

19番（平野昭義君）

今のに少し関連しますけれども、恐らく委員の方が、代表者は11名で、公募で4名と、合計15名の方が審議会の委員となりますけど、恐らく、今までの審議会とはちょっと私たち初めてですからわかりませんが、視察とか、あるいは年間何回ぐらいされるのか、それから予算的に、普通の審議会のいわゆる費用弁償程度で済むのかどうか、そういう点についてちょっと。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

年間何回程度ということでございますけれども、18年度には1回、3月までには1回開催をしていきたいと考えております。あと、19年度以降については、予算要求の中で今後どの程度開催していくのか、事務的に調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

ちょっと今のとで少し、私が言うたに少し物足りないところがありましたけれど、例えば、普通の審議会は、恐らく部屋の中でやるのが普通ですけど、この場合は、視察なども恐らくせんと、景観条例という、頭の中でだけはなかなか描かれないと思いますから、そういう点では、そういうふうなこともされていかれるんですか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

当然、視察等を含めて、審議会の今後の運営については検討しながら、予算要求をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

もう1点、結局そういうふうで、時間的にも旅費とか、あるいはいろいろありましょうけど、費用弁償の範囲で、その日当は済まされるのか、それとも、別にまた組まれるのか。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

審議会の開催については費用弁償ですけども、あと具体的に視察する場合は、それ相当の日当、あるいは昼食代、そういうことができればお願いもしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

今の答弁で、いわゆるおおむねといいますか、大体2年ぐらいをめでに、基本計画の区域の設定とあわせて考えておられるということなんですが、この委員さんですよ、「関係機関、団体の代表者」というふうにあるわけですけど、この委員さんを選出するに当たって、要するに、この2年間という中で、あくまでも団体の代表者として委嘱をするのかですね。

要するに、これが1年で、仮にその方が代表といいますか、その会をおりられたと。だから個人に委嘱をするのか、それとも団体の代表として委嘱をするのかですよ。そうすると、1年でかわられるわけですよ。そこら辺の考え方はどういうふうな考えで委嘱をされるのか、お尋ねをいたします。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

一応お願いといたしましては、団体の代表の方を御推薦いただきまして、その交代時期に

なりますれば、また御承諾をいただいて、できるだけ継続をお願いすることもあるかと思
いますけれども、丸々かわられるということになれば、また適当な方をお願いしていくと、
そういう考えでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

いろんな審議会とか委員会とか設置をされておられるわけですけど、私思うとは、あく
までも何か執行部が、本当にこの審議会、あるいは委員会を大事にしているんだろうかなと
いう気がするわけですよ。これだけの基本計画を策定して、各代表の方に出てもらって、嬉
野市の今後を決めていくわけですよ。

だから、そこら辺を、やはり執行部としては、各団体の人におおむね2年の計画をしてお
りますと、2年間をかけてこういう景観条例をつくらうと思っていますと。だから、2年間
任期を全うできる方をできるだけお願いしますみたいな、この要請はぜひしていただきたい
というふうに思いますけど。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

中身が、実に複雑多岐にわたる専門的な計画ということでございますので、ぜひ同一人物
といえますか、それらが継続できれば、ぜひそのようにお願いしていきたいと考えておりま
す。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかにありませんか。はい、秋月議員。

4番（秋月留美子君）

第3条の2ですけども、(1)で、「関係機関、団体の代表者」、団体とかはもう大体わ
かっておりますでしょうか。それから、関係機関といえますと、先生とか、何名とか、どう
いう方とか、そういうこととかですね。

それから、(2)の「公募委員」ですけども、公募委員の応募の仕方とか、それから選定

ですけれども、その辺もちょっとお伺いいたします。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

まず、委員の方からお答えをいたします。

まず、委員の関係機関、団体の代表でございますが、こちらで予定をいたしておりますのが、建設業関係の方、知識・経験と申しますか、そういう方でお願いをしたい。それから建築士会、それから商工会、観光協会、それから伝建地区の保存会の方、それから農業関係の方、それからまちづくりの推進を行っている方、それから青少年育成市民会議、それから防犯協会、それから観光旅行のエージェントと申しますか、それから障害者関係の団体を各1名ずつお願いいたしたいと考えております。

それから、公募につきましては、4名をお願いしたいと考えておりますけれども、期間的に1月の市報でということしておりますけれども、議会の議決の関係で間に合いませんので、地区の方にチラシを配布して募集を募りたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

選定方法をお尋ねいたします。(2)の「公募委員」のですね。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

公募委員の選定の方法ですが、あくまで公募でございますので、4名でお願いをしたいと思っておりますけれども、4名に満たないときは、また広く上司の意見を聞きまして、その増員を図りたいと思います。（「オーバーしたときは」と呼ぶ者あり）

オーバーしましたときは、一応抽せんという考えでございます。

議長（山口 要君）

いいですか。はい、秋月議員。

4番（秋月留美子君）

議員の傍聴はできるのでしょうか。傍聴はできませんでしょうか。こっちの委員会委員の方には入っていないみたいですが。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えします。

その件につきましては、条例の中にもうたっておりませんが、その分につきましては、審議会に諮って、その中で協議をしてもらった上で、傍聴可能かどうか決めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

今度、景観計画審議会の設置条例ということですがけれども、嬉野市としては、基本的にはどのような景観を保っていられるのか、その点はきちっと景観審議会の中にも問題提起をされたと思いますけれども、この構想をまずお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

構想ということですがけれども、景観計画の目標を実現するためには、市民の皆さんと十分協働という意識で、ひとつは新市のまちづくりという観点からも、十分基本方針をきちんと設定する必要がありますので、今後、それは審議会等、あるいは内部の検討委員会等で協議をしながら進めていきますので。

以上でございます。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

西村議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、西村議員。

18番（西村信夫君）

所管ですけれども、委員会の席では、ここあたりまで深くは質問できなかったわけですが、いよいよ決議に当たるにあたっては、そこあたりも十分やっぱり把握していく必要があると思って今回質問をしたわけですが、景観といえば、集落においては、棚田とか、いろんな地区の景観条例とか策定されておりますけれども、嬉野全体像を見ながらするとなれば、ある程度の方向性を示しながら審議会に諮問をしていくべきじゃないかと思っておりますけれども、その点までおわかりやったら、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

企画部長。

企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

基本方針等には、やはり今後審議会の中で検討されるべきものと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第153号の質疑を終わります。

次に、議案第154号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

これちょっとそのときも疑問に思ったんですけど、いわゆる民族学校のためにこの条例をつくるんですか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

今、議員指摘になったのは、議会の冒頭、第1条に規定する「等」ということで、「等」を入れたことが、民族学校を指すものでございます。

これを改正するのは、今までも、この入湯税の課税の免除はあったわけですが、来年開催される高校総体でたくさんの方が見られるわけですが、そういうふうな面とか、あとは、修学旅行とかは以前もあったわけです。

それで、学校行事等に基づいて、嬉野市を訪れる方たちを免除するというのが主たる目的でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

はっきり言うてくださいよ。「学校教育等」ということで、「等」で入ってくるのは民族学校だけですかと言うんですよ。それだけだったら、それだけで言うてください。再度。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

これは学校教育に類する教育を行う各種学校ということでございます。

議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

154号の中で、私は塩田ですから、この入湯税というと余りわかりませんでしたけど、この改正案ですね、現行と、まず大きく変わるところをちょっと説明を、現行を読んでみても、改正案を見ても、ある程度見ておりますけど、12歳の者が今度廃止になったとか、それからもういっちょ、今度後期高齢の75歳以上ということもほかの条例でありますけど、75歳以上の高齢者あたりについてはどういうふうなことを考えてはおられないのか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

新旧対照表を見てもらえればわかりますけれども、その中で、改正案の中で、「地域住民の福祉の向上を図るため、市等が市民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者」ということで、老人福祉センターとか、あと湯っくらーとなんかで利用されていた方がいる方も課税の免除と、これは従来からそういうふうに行っております。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

ここにね、現行では12歳と限定した等々ありますけど、今度私が改正したから、75歳というのは入るようなことは考えられないかということを質問しよるわけです。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

こちら辺は老人の方、75歳以上すべての方をというふうなことはいたしておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員、いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ありますか。平野議員。3回目ですよ。

19番（平野昭義君）

はい、これで終わりです。

この免除のことについては非常に難しいところもありましょうけど、今までも12歳未満ということは、6年生未満ですかね。今度は75歳という人は、特に今度は、県の方で10市10町と後期高齢のちゃんと名簿とかなんとかははっきりしますから、そういうのを何か、例えば、もちろん湯っくらーとか福祉施設はありましょうけど、それに該当しない人ですね。それを利用しない人が免許証のようなものを与えて、これを持ってくれば要りませんよというふうなことはできませんかと言っている。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

先ほどお答えをいたしましたように、現段階では考えておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第154号の質疑を終わります。

次に、議案第155号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第155号の質疑を終わります。

次に、議案第156号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第156号の質疑を終わります。

次に、議案第157号 佐賀県市町総合事務組合の設立について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第157号の質疑を終わります。

次に、議案第158号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第158号の質疑を終わります。

次に、議案第159号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第159号の質疑を終わります。

次に、議案第160号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について質疑を行い

ます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第160号の質疑を終わります。

次に、議案第161号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第161号の質疑を終わります。

次に、議案第162号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第162号の質疑を終わります。

次に、議案第163号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第163号の質疑を終わります。

次に、議案第164号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第164号の質疑を終わります。

次に、議案第165号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第165号の質疑を終わります。

次に、議案第166号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第166号の質疑を終わります。

次に、議案第167号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第167号の質疑を終わります。

次に、議案第168号 佐賀県自治会館組合の解散について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第168号の質疑を終わります。

次に、議案第169号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第169号の質疑を終わります。

次に、議案第170号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

高齢者の医療広域連合ですけれども、いわゆる75歳から65歳の障害の方を対象にということで、広域で行うということなんですけれども、まず、本市における該当者というのは何名ほどになるのか。それともう一つは、派遣する職員ですね、準備段階と本実施というのが20年4月ということで、1年ちょっとあるわけなんですけれども、それについて、派遣職員についてはどういうふうな形になるのかですね。

広域で行うことに対しては、反対ということはないんですけれども、いわゆる広域にすることによって、住民意思の反映というのが非常に困難になるのではないかというふうに危惧をするわけですね。保険料などが高齢者のいわゆる実態からかけ離れたところで決められていくという懸念があるわけです。

そこで、広域連合がいわゆる国の言いなりといいますか、保険料の取り立てとか、いわゆる給付抑制の出先機関とならないかというふうに危惧をされているわけですね。

規約を見てもみると、いわゆる市町村議会への報告義務なんかはやっぱりうたっていないわけですよ。それともう一つは、後期高齢者のいわゆる意思の反映とか、いわゆる公聴会を開くとか、こういう部分を規約の中には全然うたっていないし、情報公開、この辺の徹底なんかも全くうたっていない。

今日の情勢の中で、やっぱり広域連合あたりが非常にかけ離れたところに遠くなっていく

ということで、報告義務をうたってあるところもあるようであります。あるいは情報公開についても明確にうたってあるところがあります。そこら辺についてはどのようなお考えなのかですね。

その3点になりますか、お伺いをいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、ちょっと該当者の数字を手元に持ち合わせがないんですけれども、まずは補助職員ということで、職員の体制が26人の配置を予定されております。嬉野市からは1名派遣するように予定がございます。

それから、あといろいろ報告義務とか情報公開の件ですけれども、これが準備委員会を9月1日に設置をされまして、県下の各市代表、町の代表の方で準備委員会が設置されております。その中で、この中の別添という形で、案でお示しをしているところです。ちょっとそこら辺は確認を、今のところはしておりませんでしたので、今の段階ではちょっとわかりません。

議長（山口 要君）

対象者わかりますか。本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えいたします。

75歳以上の人口ということで、嬉野市においては3,976名となっております。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ひとつ派遣社員の関係ですけど、これから始まるのは準備段階ですよ。20年4月からがいわゆる準備、本実施になるわけですけれども、それについては、準備段階から派遣をされるものかということだけお答えをいただきたいと思います。

それともう一つ、いわゆる規約の中に報告義務、市議会に対する報告義務とか、こういう

のをぜひ入れてほしいというのは、いわゆるこの案でも見ますと、本市から多分1名の議会の議員だというふうになるわけですね。それで、その責務というのは非常に大きくなるわけですけれども、従来の広域を見ても、やっぱりもう、例えばし尿取り、消防、いろいろありますけれども、なかなか末端の議員には何も伝わってこないという状況があるわけです。

今、議会に出るときも、何かほかの議員の意見も聞いて議会に臨むとか、こういうことも全くないわけですよ。私が言いたいのは、そういう状況であるので、広域連合、この広域連合については規約の中に報告義務とか、あるいは対象者、75歳以上の意見を聞く反映の場を、やっぱり規約でうたったらどうなのかということをお提案申し上げておるわけです。

ぜひ市長、担当課にお願いしたいのは、今後機会があれば、以上のようなことをぜひ具申をしていただきたいなということなんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる議会への報告義務を規約の中に入れていくかどうかということだろうと思います。

ただ、まだ私も詰めておりませんが、議員御発言のように、この構成する議会の中に、議会の議員さんが御出席をいただくということになりますと、当然それぞれの統括、当該の議会の中で、選出された議員さんの責務として、やはりこの御報告、協議されるということがあるのではないかなと理解しておりますけれども、以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

そこは広域に、今でもそうなんですけれども、行っている方の議員の考え方だろうと思うんです。どこにもそういう報告しなさいとなっていないわけですよ。

私が言いたいのは、そういう状況であるので、非常に大事な問題でありますので、今回、広域連合のこの規約の中に、やっぱり報告義務というのを入れた方がいいんじゃないかということを申し上げているわけです。

広域、情報公開についても、やっぱりそれなりに検討すべきだということをお申し上げているわけです。

もう一つなんですけれども、じゃあ後期高齢者については、このような広域連合で組織をつくっていくというふうになっていきますけれども、前期高齢者について、いわゆる65歳以上から74歳までの方については、どのような今後対応がとられるのかですね。

そこら辺について、わかっておられれば御答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

65歳から74歳までの前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入をし、保険者間での医療費の負担等に不均衡が生じているということから、これを調整する制度を創設するということになっております。

現行の退職者医療制度については廃止をするということで、新しい現行制度からの円滑な移行を図るために、平成26年度までにおける65歳未満の退職者を対象として、現行の医療制度を存続させる経過措置を講ずるということになっております。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

この65歳以上74歳まで、前期高齢者については調整制度を導入するというふうに今言われましたけれども、例えば、具体的にでもいいし、調整制度というのはどういうことが講じられていくのか。そこら辺わかっておられれば御答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えいたします。

現時点では、一応創設をするということになっておりますけれども、中身については、まだ今のところ把握しておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

山田議員の関連質問ですけれども、今回の制度の設置に当たっては、佐賀県下全域というふうなことで計画をされますけれども、税の二重投入ということで私は考えておりますけど、均等割について、内欄の別表を見れば、10%負担、それから人口割が45%、高齢者人口が45%というようなことで計上されておりますけれども、これは設置された場合、どのくらいの税投入を必要とするのか、その点までおわかりやったらお尋ねいたします。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

現時点では、まだ詳しいところまではわかっておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

もう一つですが、2ページの「市のうち75歳以上の人口の最も多い市、町のうち75歳以上の人口の最も多い町、各1人」が、この広域連合の議員定数となっておりますが、この一番多い町がどこの町なのか、市なのか、あわせてその点までおわかりやったらお尋ねしたいと思います。

そしてまた、先ほど言われましたけど、75歳以上の本市の人口ですね。3,976人と言われましたけれども、高齢化率はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。県下を比べて上位何番目ぐらいなのか、その点まで示して、できればお願いします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、議員の方で多い町ということですが、今のところ白石町から1人ということになっております。

そして、前段で税関係の負担ということでしたけれども、これは医業給付費等に係る経費の5割を公費で見まして、「5割」と呼ぶ者あり)ですね。そして4割を現役世代から支援金という形で支えることになっております。あとの残り1割を後期高齢者の保険料で賄うということになっております。

あと、高齢者率とかはちょっと今把握できておりません。済みません。

議長(山口 要君)

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第170号 佐賀県後期高齢者医療広域連合設置についての質疑を終わります。

次に、議案第171号 損害賠償の額を定めることについて質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

19番(平野昭義君)

この事件の概要を大体書いてありますけど、長崎県の波佐見町からわざわざ遊びに来られてけがされた。その遊具ですね、遊具は日ごろ点検をされていたのか。それから点検簿はあるのか、各市内の遊具のいろいろ遊ぶ道具がありましようけど、そういうふうなものをつくっておられるのか。その二つだけちょっとお願いします。

議長(山口 要君)

総務部長。

総務部長(中島庸二君)

お答えいたします。

この遊具につきましては、みゆき公園内にある手すりを持ってぶらぶらするような遊具でございます。それで、ちょうど手すりが、もう経年経過で木のところだったものですから、ささくれたような形で、それを右手に、指のつけ根のところですけど、薬指のつけ根のところ刺されたということで、それは、そのときはそうなかったんですけども、ずっと痛みがとれないということでしたので、こういう形になっております。

ただ、その後、全地区の部分をほとんど点検いたしまして、ここの部分はきれいに上にカバーをつけておりまして、危ないところの点検の補修は済んでおります。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

ここに古川清美様ですけど、清美様だけでは、大人なのか子供なのか。それとも、そこで遊んでおられたのは団体の中の1人なのか、それとも家族で来られたのか、損害賠償ですから、少なくとも税金が投入されるわけですけど、やっぱりいろいろな人によっては、いろいろのけがの内容を、告知をどうするかという、いろいろありますから、そういうふうな団体だったのか家族だったのか、それとも1人やったのか、そういう点までわかれば。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

確かに、個人情報等もありまして、この議案の中にはこれだけしか書いておりませんが、年齢は41歳で、御家族で子供さんを連れて御夫婦でお見えになっていたようでございます。けがの賠償については、このような形で入院費と交通費関係を算定して出しているわけでございますので、本人にも了解はいただいております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

3回目ですけど、嬉野市内にはいろいろ子供の遊びはありますけど、例えば、危険ですね、危険と思われるようなところには、今はやっぱり表示というか、注意とか、何かやっぱりしておった方が、我々の、結局市の立場としては、何かあったときにですね、これは危なかとかは何も書いてもおらんやっかとか、いろいろ文句言われる人も今はおると思います。ですから、危険な高さを、例えば、5メートル、3メートル仮にあったとしたら、そういうところにもやっぱり、それなりの遊び方の内容を説明するとか、あるいは危険なら危険と、そういうふうなことも親切にしている方が、私は後々の問題に、こちらの対応がいいと思いますけど、そういうことは考えられますかね。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、すべての施設についてもう一度点検をいたしまして、表示ができるものについては表示をしたいと思っておりますので、その分、議会終了後、点検をすぐいたすようにいたしたいと思っております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第171号の質疑を終わります。

次に、議案第172号 市道路線の廃止について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第172号の質疑を終わります。

次に、議案第173号 市道路線の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第173号の質疑を終わります。

議案審議の途中ですが、ここで11時5分まで休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時5分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて議案審議を行います。

議案第174号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから8ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで8ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書、議案書9ページから20ページ、歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算20ページまでの質疑を終わります。

次に、歳出、事項別明細書21ページから27ページまで、第2款・総務費及び第3款・民生費について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

21ページですね、21ページの財産管理費ですね、その中に、まず役務費、通信運搬費ということで今回増額をされておられます。一応、本支所間の電話料の増ということでお伺いはしているわけですが、今回の750千円すべてが本庁、支所間の電話料なのかどうか、まずその第1点と、現在までの大体どれくらい通話料としてかかっているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

役務費、電話代ですね。これの増、750千円をお願いしておりますが、本庁、支所間だけで750千円ということではございません。トータルで見まして、年間の見込み額に今の予算等を見合わせまして、これくらい足りないんじゃないかなろうかということでやっておりますが、その原因としまして、昨年の実績を見て予算化をしているわけですけど、本庁、支所間の分がふえているんじゃないかなろうかという推測を立てているところでございます。

それと、実績といたしますか、3月までの見込みですね、2,525千円程度じゃないかなろうかと見ております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

2,525千円見込みということですが、これがあくまでも電話の通話料と見ていいんですか。先ほどの説明でいけば、結局、本庁、支所間の通話料というのは多分わからないというふうなお話をされたわけですよ。電話料の中で結局、どの回線がどうのこうのというのは多分わからないと思うんですが、だから、この2,525千円というのは、あくまでも、その支所間、あるいは県庁とかいろんな外線を使ったときの電話料の見込みと考えていいわけですかね。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

はい、お答えいたします。

市外通話ですね、本庁、支所間は市外通話扱いになります。それと、佐賀にかけようと福岡にかけようと市外になるわけですけれども、トータルで見まして2,500千円程度の予算委が必要じゃなからうかということで算定しまして、不足額を750千円計上させてもらっているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。はい、田中議員。

7番（田中政司君）

21ページの企画費の賃金と委託料、こちら辺についてお聞きをいたしたいと思いますが、この賃金の臨時職員が2人退職というのはお聞きをしております。これ楠風館のことだというふうに思いますが、あと委託料で、管理業務で746千円増額をされておるわけですが、2人退職された分の、いわゆるこれは、要するに人的に委託料として管理業務をシルバーの方をお願いをするということだろうというふうに思いますが、こちら辺の人数の2人退職をされて、どういうふうな形での管理業務の委託となるのか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

ここの企画費の賃金と委託料はセットになっております。

まず、賃金の方ですけど、当初本館の事務の1人と、それから展示館の方ですね、こちらの方の受付に1人、合計2名の方を雇っておりました。

6月の議会でもお願いしましたがけれども、指定管理者に移行という形をとるということで、実は本館の1名の方が9月末までしか期間がなかったということで、その後、指定管理者をお願いしたいということでしておりましたが、それができなかったものですから、本館の方については、総務課の方の予算の方で、派遣会社の方から派遣していただくという形をと

っております。

もう一つ、展示館の方ですけど、ちょっと病気入院をされまして、8月いっぱいまで退職と。退職願が出ましたので、その方が空席になったということで、そちらの展示館の方に、今度シルバーの方から派遣をお願いいたしまして、今1名来ていただいております。

そういうことで、2,090千円の賃金の減額と、シルバーをお願いする委託料の746千円、これが増額という形になっております。

以上です。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

人的には、じゃあ減ったということで解釈していいわけですか。その2名退職になるわけですね。本館から1名、ちょっとそこら辺……。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

人的に言いますと、増減はございません。本館の方は、9月いっぱいまで期限が来られましたけれども、その後派遣会社の方からの派遣職員として配置をいたしております。

展示館の方ですね、8月いっぱいまで病気退職されましたので、その方のかわりにシルバーの方から1名来ていただいているということになります。

以上です。

議長（山口 要君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかには、はい、神近議員。

11番（神近勝彦君）

関連ですが、その派遣会社からの派遣職員ですよ、このあたりのそしたら給与というのは、最初に総務課の方からということで御説明を受けたんですが、その点については総務課の予算の中で引き続いて見られているというふうな解釈でよろしいわけですかね。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

議員御発言のとおりでございます。同じ方になりますけれども、派遣職員として来ていただいているということになります。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

21ページの一般管理費の中の、これは工事請負費ですね。市民憲章碑改修工事費ですかね、これが説明はこの間ちょっと聞いておりましたけど、本当に2カ所にされるのか。それから、憲章に応募された方が68件やったですかね、この文言あたりを、今ある憲章を全部すりつぶして新しくしていくのか。そいけん、まず1カ所か、それとも2カ所かということと、文言の内容ですね。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

この改修工事については、本庁舎、総合支所とも玄関わきに両方ともありますけれども、その分について2カ所改修するものでございます。

それと、当初の提案のところでは若干説明申し上げましたけれども、この石盤につきましては、御影石でもしやれば、1カ所2,000千円程度かかるんじゃないかということで、予算の見積もりをいただきました。それで、4,000千円ぐらいになりましたので、それでは、こういう時代ですので、できるだけ安く仕上げようということで、一応2,000千円、1カ所1,000千円ということをお願いしております。

ただ、この中身につきましては再度検討いたしまして、委員会の方からも指摘がございまして、どのような形がいいのか、もう一回検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、今市民憲章を締め切らせていただきまして、68ございましたけれども、この審査の中で、どのような文言で字数がどのくらいになるかというのがまだ決定しておりませんので、決まり次第にどのような形で取りつけるかというのは、今後の推移を見ながら検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

なるほど、総合支所でも結構かかるとは思いますけど、仮に佐賀市あたりが合併して、本庁が佐賀市やったと。そうすると、各もとの庁舎は恐らく支所の出先機関のような形になりますけど、そうした場合を考えていけば、同じものをどこでもつくって、同じ人の名前を載せていくのかとなれば、何かこう不自然になりますから、私は本庁は本庁として、そこにあって、支所はどっかの会議室とかなんとかに掲げられてもいいんじゃないかというふうに思いますけど、あなたたちが一応大体2カ所決定はされておると聞きますけど、本当は本庁があって、支所はたまたま部屋の中でもいいんじゃないかというふうに、私は思いますけどね。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

確かに、議員のような御意見もあるかと思えますけれども、ただ、この市民憲章が、嬉野市が発足したときに総合支所方式ということをとっておりますので、片一方に一つだけというのは、非常に市民の方になじめないんじゃないかならうかと思えます。

また、それと、これを設置されているところが、非常に画台が立派でございますして、これを片一方して、両方とも非常にお金をかけてつくってありますので、その部分を片方放置していいものかどうかというのは非常に疑問だと思えますので、できれば2カ所お願いするものでございます。

議長（山口 要君）

ほかにありませんか。はい、山田議員。

20番（山田伊佐男君）

26ページに移りますけれども、2目の障害者福祉費の20節なんですけれども、今回、通所授産施設に通う人の奨励金の問題です。

自立支援法が制定して以降、障害者の団体の方も、いろんな問題があるということで意見を申されてきました。今回、県のいわゆる軽減策に伴って提案されたことに、若干の評価もするんですけれども、これを見てもみますと、1日340円の軽減策というふうになっておりま

すけれども、その340円という根拠ですね、これについてお伺いをいたします。

それともう一つは、いわゆる障害児の施設ですね、これが本年の10月から、利用者のいわゆる1割負担と、それと食費と光熱費ですね。これは実費負担となったわけでありまして。その負担増の額ですね。家庭の負担増の額はどのくらいと把握をされているのか。そして、今回の軽減策ですね。ここについては何%の軽減策となっているのか。

この2点についてお伺いをいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

通所授産施設等の活動奨励金支給助成事業、それから、もう一つ下の障害児施設と利用者負担軽減事業ということで、これは県の方が、ことしの12月から実施をされるということで、その支給単価につきましては、県の方の支給要綱の中で340円と規定をされております。

これにつきましては、この規定の根拠につきましては、著しく負担がふえた部分ということで、その一部の助成ということでございまして、対象者がいらっしゃるのが、説明申し上げますと、これが日数で340円をお受けして、一月当たり22日ぐらいになるということで、上の方の通所授産で38名、それから、下の方で大体8名程度の予算ということで、そういった予算措置のお願いをしております。（「障害児施設」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

340円の根拠といたしましては、低所得者の1の方が、社会福祉法に減免後の金額が7,500円ということで、これを大体月に通所される日数、22日に割った場合、340円で7,500円程度になるということが根拠でございます。

それと、施設関係の費用負担がどのくらい増減があるのかということ。平均的には15千円から約30千円ということですがけれども、それ以上の御負担をされている御家庭もおありになるとは思います。

補助率につきましては、法施行前の負担されていた額と自立支援法施行後の負担額との誤

差額を2分の1補助いたしますということでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

今回の軽減策というのは、いわゆる授産施設、通所者に対する軽減策と、もう一つは、いわゆる障害児施設の利用者に対する、家族に対する軽減策なんですよ。

担当課も御存じのとおり、この自立支援法が制定されて、いわゆる事業主、事業者が非常に困っておられるということは十分承知だと思うんですよ。それは一つは、日割化に変更になったということなんです。

事業者の実態ですね、収入面も含めて、そこら辺についてはどのように把握をされているのかお伺いをいたします。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

各施設とも月決めの措置からの日数の利用者の実数に基づく支援費というふうな形で、大幅に減収になっていることは確かでございます。そのためには、ある施設では、いろんな形で経営努力をされておりまして、できるだけ利用者に迷惑をかけないような形での施設運営ということで、若干程度、その職員の数を減らすとか、そういったような努力もされているようです。

ただ、市としましても、できるだけ施設の過重な負担がないような形で、今後とも施設の運営については実態を把握しながら、できる分については行政の方で、できるだけ仕事の量をふやすとか、そういった形での努力を続けていきたいと思っております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

利用者、いわゆる授産施設等についてやっぱり訪問してみますと、やっぱり日割化によって非常に経営が厳しくなったということで、一つは、そこに働く人の給与削減もあってますし、俗に言うリストラもあっております。そうしないと、事業所としてやっていけないと

いう実態があるわけですね。悲鳴を上げられております。

そこら辺について、今後県あたり、市も含めてなんですけれども、いわゆる支援策というのが今一つだけ言われましたけれども、そのほかに具体的に考えておられるのかですね。

そこら辺と、もう一つは市長にお聞きしたいんですけれども、私が議会の一般質問の中で、いわゆる軽減策を市独自でしたらどうかという話をしました。そのときに市長は、やっぱり近隣の市町とのバランスもあるので、広域でもって検討してみたいという御答弁をされているわけなんですけれども、そこら辺について、広域に、いろんな武雄、鹿島とかに話を持ちかけられた経緯があるのか、そこら辺だけお伺いをいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前の一般質問の際にお答え申し上げましたのは、議員御承知のように、今年に入りましてから、唐津の方で九州地区全体のシンポジウムがあったわけございまして、その席で、私もそのように発言をしまいったものを受けて、そのまま発言をさせていただいたところでございます。

それで、今先ほど担当部長も申し上げましたように、今回、いろんな施設の方から御意見等もいただいております。そういう中で、どうしていくのかという中で、まず一番多かったのは、やはりこの通所の方が、非常に費用が困難になられて、通所を断念しておられる方が非常に多いというふうなことでございました。そういう点で、私どもも県の担当部に対しては意見を申し上げていったわけございまして、そういう点で、今回、県の方が新しく施策を立てられるというふうな情報がありましたので、それを待って今回予算組みをしたということでございます。

そういうことで、施設自体の課題については、まだ具体的には議論はあっておりません。

以上でございます。（「もう一回」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

今回までね。はい、どうぞ。

20番（山田伊佐男君）

私が最後にお聞きしたのは、要するに、地域間のバランスが出てくると。例えば、嬉野市

だけ軽減策を講じていくなれば、近隣とのバランスも、それは確かにあるわけですね。嬉野の軽減策があるなら、嬉野市と受けられたらいいわけで、施設としては得策なんですね。

市長に申し上げたのは、いわゆる広域でもってできるようなことで、近隣に話してみたいという答弁をされたもんですから、その経緯をちょっとお聞きしておるわけです。

それともう一つやっぱり、最後に申し上げたいのは、この支援法については、当初からやっぱり問題点が多く指摘をされてきたわけですね。

つくった方の中央の官僚もそうですけれども、なかなか変えたくない、国会も通ったと、こういう状況なんですね。しかし、これはもう明らかに、やっぱり大変問題がある法でありますので、ぜひ市長においても、関係施設等のやっぱり意見、状況をもう少し把握をされて、やっぱり国、県あたりに意見を具申をしていただきたいと、申し上げていただきたいということを申し上げ、さっきの答弁をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

再度のお答えになりますけれども、あのときの議論につきましては、要するに、通所の方について非常に厳しくなっているという情報がありましたので、私どもとして考えられないかという御質問に対して、県外の大分県あたりがあっておりましたので、私としても独自で考えるということよりも、広域でということで御発言申し上げたわけです。

その結果 その結果と申しますか、それと同時に、先ほど言いましたように、佐賀県の方で、要するに通所の方の負担を少なくするための議論が始まったということを知っていましたので、その結果を待っていたと。そして、それが今回の予算組みになったということで、今お答えを申し上げたとおりでございます。

ですから、先ほど申し上げましたように、通所授産施設のいわゆる経営者の方ですね、それについての議論はまだいたしておらないということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

26ページ3目19節、これはどういうふうを読むんですか、これは「広域連合等」というのが入っているのは、広域連合以外にも金を出すんですか。

それから、「分賦金」って、これは今まであんまり聞いたことないような言葉遣いなもので、この言葉がどういうふうにはここは読めばいいのか。「等」というのは何なのか。何に使うのか。この点について御説明願います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

これは、先ほどの広域連合の設置の方も出たわけですが、これは広域連合の方に支払う分賦金です。

ちょっと中身について御説明をいたします。

18年のことしの9月の1日に準備委員会が設置がなされまして、今実施に向けて準備がなされているわけですが、その準備委員会の分とか、あるいは適正化事業分と、そして正式に2月1日に設置されてからの連合会の予算の分の、合計して1,901千円でございます。

この「等」が入っているのは、向こうからもそういうふうなことで、「等」が入って分賦金の請求があっているわけですが、これは老人医療の適正化事業分が中に入っているということで「等」が入っているんじゃないかと思うんですが、これは、国からの補助金が20,000千円ございまして、その分の2分の1を構成市町が支払うようになっております。

この分は一応、佐賀市の方が窓口として受け入れて、それぞれ各市町が、その人口に基づいて算出された、内訳で381千円になっていますけれども、ここら辺が入っているのではないかと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

分賦金の意味。本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

後期高齢者の広域連合等については、現在、準備委員会ということで事務がなされてお

ます。先ほどの規約の議決ということをお願いしておりますけれども、2月からが広域連合ということになります。ですから、広域連合と準備委員会も含めてということで、「広域連合等」ということで表現がされていると思っています。

それと、分賦金については、いわゆる負担金ということになると思うんですけれども、分けて賦課するという、そういうふうな意味で分賦金という表現にされていると解釈をしております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかには。はい、野副議員。

14番（野副道夫君）

同じ26ページなんですけど、2目の障害者福祉費の中で、心のバリアフリー推進事業という負担金が、金額には45千円、小さな金額なんですけれども、減額をされております。この減額をされた理由、それから過去に心のバリアフリー推進事業というのが、どのような形で展開をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

心のバリアフリーの推進事業ということで、当初で45千円計上いたしておりましたけど、これは県の事業の負担金というふうな形での予算の計上であったわけです。県が平成17年度まで、昨年まで5年間の事業を継続してやっていらっしゃいましたけど、17年度で一応この事業を心のバリアフリー推進事業実行委員会というのが県でお持ちになって、各市町村協賛をするというふうな形でのイベントであったわけですけど、こういったものが中止になったということで、これは既に目的である障害者に対する普及啓発が達成をされたということで、廃止の理由でございます。代替事業としましては、障害者の作品展ということで、これは県の単独事業ということで、今後切りかえをされまして、予算的に大規模なイベントではないということで、今回はこの心のバリアフリーの負担金については、県の方から要請がなかったということで、今回は削除をしております。（「過去のは。過去の事業は」と呼ぶ者あり）

過去の事業につきましては、講演会、これは講演会がありまして、それで会場の借上料と

か講師の講演料、それから障害者の作品展、これは民間のスーパーあたりを利用されたものでございます。

それからふれあいバザー、これは授産施設等の作品の展示販売等がなされまして、平成17年度で全体の事業費が4,430千円程度の事業であったかというふうに聞いております。

以上でございます。（「ちょっと、あとどこかに変更されたということの説明があったようですけれども」と呼ぶ者あり）

これを、18年度から障害者の作品展のみを行うということで、これを県の単独で行うということで変更がなされております。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

障害者の方は非常に、健常者と比較してギャップを持ちながら生活しておられるわけですね。特に、障害者に対する心のバリアフリーというのは、絶対的に必要な業務じゃないかというふうに私は理解をするわけです。

ただ、作品展だけで本当に心のバリアというのがオープン化されるのかどうなのかということが、私は疑問に思うわけです。嬉野市として、今後の対応として、どのような対応をされるのか、そこら辺の具体的な考え方をお持ちじゃないですか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

心のバリアフリー、これは障害者と市民の方がふれあい、ともに楽しめるさまざまなイベントと、そういったことを県の方でされていたわけです。

現在、市としまして、特にそれに類するようなイベント事業は現在のところ行っておりません。高齢者の方は高齢者のいろんな作品展とか、そういった文化活動もなされておりますけど、今後、そういった団体の代表の方、あるいは直接施設等で入所をされている障害者の方々の意見等を聞きながら、そういったものを含め、今後検討をしていきたいと思っております。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

今のところ、今後の対応については考えていないというような御答弁でございますけれども、今の世相から考えてみますと、結局、いじめがあって自殺をしたとか、あるいは虐待に遭って命を絶ったとかというような、健常者の中でもいろいろなそういった非常に難しい時代に直面をしておるわけです。

特に、子供たちの場合には、そういった危険の中に、危険の真ただ中にあるわけですし、やはり障害者については、特にそういった問題があるんじゃないかというふうに私は思うわけですね。

だから、今後は要するに、障害者のみならず、健常者まで巻き込んだところの本当の意味での心のバリアフリーという施策をとっていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

こちら辺について、市長の考え方を一言だけでいいですから、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この心のバリアフリー推進事業につきましては、ちょっと私も記憶に間違いがありますと申しわけありませんけれども、実は町村会のときに、町村会の代表として、これの委員を務めておったんじゃないかなと思います。実は、県の方の協議会がございまして、それで、先ほど部長申し上げましたように、この作品展とかそういうものを、佐賀市内の大きなデパート等を借りまして、絵画とか、それからいろんな工芸品あたりを展示したり、講演会等があったわけでございます。いわゆる一般の方とのふれあいという意味では、非常に幅広く活動をしてこられたんじゃないかなと思っております。しかしながら、この開催されるについては、非常にそれぞれの施設の方の負担が大きいというふうなことがあって、なかなか広がりができなかったというふうな反省点も出ておりました。今回、また見直されるということでございますので、期待をしまいたいと思います。

実は、嬉野市におきましても、ことし1年間経験させていただきましたけれども、例えば、塩田地区の施設の中でも、一般の方が参加されて、いろんなイベントもっておりますし、

また、陶芸作品あたりを障害者の方がつくられたのを一般の方が買われるとか、また、それは塩田地区でございましたけど、嬉野地区では、また障害をお持ちの方の体育大会に、中学校の子供たちが参加して一緒に音楽とスポーツを楽しむとか、そういうのがあっておりますので、今議員御発言のような、交流をしていくということが非常に大事なことであろうというふうに思っております。そしてまた、健常の人にとっても、学ぶべきところも非常にたくさんあると思いますので、今回、絵画展自体は継続するというところでございますので、私どもも、これから機会があれば、そういう点でも取り組みができればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。はい、神近議員。

11番（神近勝彦君）

1ページの方に戻りたいと思います。

21ページの、また財産管理費の中の清掃費なんですけど、これは給茶器の清掃管理ということとで伺っているわけですが、これ月当たりで換算すれば100千円近くになるわけですね。どういうふうな清掃業務なのかなという点ですね。

それから、ページ変わりますが、22ページですね。

公会堂費の今度修繕ということで、どんちょうの修理が計上されております。直接これとは結びつかないかもわかりませんが、前回、体育館の方で音楽祭が開催されました。そのとき、どんちょうが途中でとまったんですね。子供たちの合奏でしたか、合唱でしたか、顔が見えたからよかったものの、途中でとまってしまって、ちょっと、仮に2階からだったら多分見えなかったんじゃないかなという気がするわけですよ。そういうときに、これ電動ですよ。手動で簡単に結局、上げ下げができないものなのかなと。今回の公会堂もどういうどんちょうなのかわかりませんが、これもたしか上げ下げにちょっと不備があって今回修理されると思いますが、このあたりも、体育館と公会堂も含めて、この手動での操作はどうなっているのでしょうかという、まず2点をお尋ねしたいと思うんですが。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

まず、1点目の清掃費等のところのシルバーの委託清掃ということで、前もって回答を差し上げておりましたけれども、この分につきましては、「清掃等」という予算書の表現をしておりますが、この中には、例えば、電気の保安とか、消防設備とか、いっぱい含まれております。そういった中で予算のやりくりをしておったわけですけど、最終的に290千円程度が足りなくなると。流用をお願いをしている部分がございます。

その一つの原因に、シルバーさんをお願いをした給茶器の湯飲みの茶碗洗いですね、そういった分とか、茶っ葉の補給とか、そういうのをお願いしております。そういった部分もございまして、全体的に足りなかったんですけども、このシルバーさんの部分も幾らか足りないだろうというところでの290千円をお願いでございます。

もう1点の公会堂の幕の修繕でございますけど、これは上がり下がりじゃなくて、両わきに開く、引く幕でございます。

この分につきましては、実は11月の終わりだったですかね。子ども文化祭がございまして、そのときもちょっと調子が悪かったものですから、その際は応急的に手動といいますか、係員を置きまして、開けたり閉めたりやったという経過がございます。すべて電動になりますと、そういったことができませんけれども、公会堂の場合は、今のやり方をちょっと一部修繕するということで、本来は予算的には700千円ぐらいかかるわけですけど、既決の予算がございまして、今回500千円の予算をお願いしていると。

体育館の方は、恐らく電動ではなかろうかと思えます。ある部分、手動ができればよろしいかと思えますけれども、体育館の分については私の方は詳しく把握してはおりません。申しわけございませんけど。

以上でございます。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

お答え申し上げます。

公会堂の方で、手動で行いましたが、施設自体がどうしてもモーターの仕掛けになっておまして、手動で行いましたけれども、うまく動いてくれないと。係員は黒子の服装までして民謡大会のときにはしましたけれども、施設自体がそのようにできていませぬので、どうしてもうまくいかなかったと。それから、モーターがもう大分老朽化をしておったもんです

から、今回、今の現在の新しい強力なやつをお願いしているという次第でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

まず、清掃費等ですね、全体的な結局委託費が足らなかったということは大体理解をしたんですが、一つ気になったのが、結局、この庁舎の中の清掃ということで、シルバー人材の方にたしか業務をお願いしていると思うんですよ。そういう中で、この給湯器の清掃関係がぶっ込むことができなかつたのかなという気はするわけですよ。

まあ、私たちの考えの中では、やはり時間帯の中で、結局、この給湯器の清掃がどれぐらい時間かかるのかは私ちょっと把握はしていないんですが、業務の中で、2人か3人で多分庁舎内の清掃をされておられると思うわけですよ。その中で、30分ぐらいでもお一人の方がこっちの方にかかるとか、そういうふうな仕事内容のやり方の中で、こういう給湯器の清掃も行うことができるんじゃないかなという気がするわけですね。通常の民間的な考えでいけば、1人の人間が結局もう、清掃なんて固定しないわけですよ。極端に言えば、1時間なら1時間という、委託をしているなら、その1時間の中をいかに有効に行動、活動をしていたかということが一番問題になるんだと思います。

この点については、最終的には、庁舎全体の業務管理の件で、前々からもお話ししていましたから、次年度については多分今検討の最中だと思うんですが、結局、今年度についても、やはりそういうものは念頭に置きながら考えることができなかつたのかなという点ですね。

どんちょうについて、大体のわけはわかったんですが、やはり、もし故障になった場合が、結局、閉まったままで開かなかつたら、開演ができないわけですよ。だから、モーターは強力に変えるということについては問題ないと思うんですが、やはり手動と電動の切りかえができるようなタイプ、そういうタイプで改修をしていただきたい。やはりどういう問題が起きるかわかりませんので。その点について、どんちょうについては要望しておきます。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

清掃等の分なんでもございますけども、この分につきましては、結果的にシルバーの分が来

たような形になっておりますが、もちろん、今の委託料の中でお願いをしたいという交渉はしました。でも、今の中で、当初の業務の内容に契約がございませんで、新たにその分が入りますので、幾ばくかの予算措置が必要だろうというところでのお願いでございます。通常、清掃だけで、トイレ掃除とかいろいろ片づけをした後、飲み物を扱うもんですから、時間的にその範囲内でできないことはなかろうかと思えますけれども、どうしても限られた時間内ということもございますので、この分は応分の時間数を見まして、必要最小限にお願いをしたところでございます。

もう一つのどんちょう幕ですね。この分については、新規に設置する場合はそういうことも考えられようかと思えますが、今の分を修繕するときに、その取りかえとなりますと、相当な予算もかかろうかと思えますので、新たに施設を建設するとか、そういった場合には、そういった検討はぜひ必要になるのではなかろうかと思えます。公会堂につきましては、今の分の修繕でやらせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

委託についてはもう結構です。

どんちょうについて、やはり公会堂はかなり利用が多いんですよ。建物自体かなり老朽化しておりますが、かなり利用をされていると。手ごろな広さなんですよ、あれぐらいの広さというのは。そういう中で、やはりどんちょうについては、やはり十分、修繕ということになっていきますけれども、その中で、予算の中でできる限りの対応ができるようお願いをしておきます。

議長（山口 要君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。はい、西村議員。

18番（西村信夫君）

26ページの老人福祉費についてお尋ねしたいと思えますが、まず、地域包括支援センターということで、ここに計上、15,000千円程度の減額補正をされております。そしてまた、下の老人福祉費、入所措置費8,000千円なんですけれども、まず、地域包括支援センターから

お尋ねますが、新しく市になって、窓口に地域包括支援センターが設置されておりますけれども、この恐らくケアプランの関係の減じゃないかと思えますけど、その点を具体的にお尋ねしたいと思えます。

そしてまた、老人福祉施設入所というふうなことですけれども、これは県の施設として、いずみ荘ということで、嬉野にあるわけですけれども、私もあそこはかかわり深いところでありましたが、あれが閉園になるということで、その措置費ということでこの間説明を受けましたけれども、その点、具体的にまず質問していきたいと思えますが、よろしく願います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えいたします。

まず、地域包括支援センターの減額で15,274千円をお願いしております。これにつきましては、当初予算では、これ介護予防プランの作成委託料がそれに当たるわけですけど、当初予算の積算では、作成費用を5,500円としまして、対象者を3,852人で大体21,186千円というふうなことで当初予算をお願いしております。これが4月から9月までの実績、それから10月から3月までの見込みで申し上げますと、大体件数的に、これは地域包括支援センターの職員が直接するのを除いた　そういったものも含むわけですけど、年間の件数の概要が大体1,400件程度に今後見通しとして上がってくると。

それから、当初は5,500円のプラン委託作成料があったわけですけど、これが新規と継続ということで、単価が変更になりまして、新規については6,500円、それから継続につきましては1件4千円ということで、その9割を委託料として、民間の介護保険事業者のケアマネジャーに対して支払いをするということで、その差が今回15,000千円というふうな見通しになりましたので、その分の減額をいたしております。

それから、8,006千円につきましては、これは議員おっしゃるとおり、県立の軽費の有料の老人ホームのいずみ荘の退室者を含めまして、現在、老人施設への入所を希望されている方が8名程度いらっしゃいます。その分の1カ月が大体160千円から200千円程度の1人当たり経費がかかるということで、その分が今回補正をお願いしている分でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

まず、上の方の包括支援センターですけれども、恐らく民間の方に、あるいは社会福祉協議会等々に委託をされておられるということですが、新規と継続というふうなことです、継続については1人当たり6,500円と。変更に当たって4千円というけれども、新規継続として、各社会福祉協議会とか済昭園等々に委託されておりますけど、何名程度ずつ委託されておるのか、その点おわかりやったらお尋ねしたいと思います。

そして、老人福祉施設の関係についての8人ということですが、あそこは現在何人ぐらいですか、入所されておられたのがですね。そしてまた、その閉園に当たっては、いつから閉園になるのか。その8人についての措置費はどちらの方に移られるのかですね、その点までおわかりだったら答弁願います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

4月から9月までの実績分としまして、新規の分で109件、継続で267件でございます。それから、10月から3月までの見込みとしまして、事業者へ委託する分の数につきましては、新規で130件程度、それから継続で1,900件程度ということで、継続の分はそういうふうな見込みを立てております。これ1人当たりの前回議会の方でも、1人のケアマネジャーについて、来年の4月からは8件ということになりますので、現在のところ、たまたま、当初は10月から8件というふうなことであったわけですけど、どうしてもケアプランの作成が、そういった民間事業者の方の手をかりないとできないということで、今回、厚生労働省も来年の3月まで経過を伸ばしたというふうな経過がございます。ただ、来年の4月からは、一応規制がかかりまして、1人当たりの民間事業者のケアマネジャーは8件までというふうな形で、そういった指示を受けております。

それから、老人施設の入所関係でございますけど、これは、いずみ荘の方ばかりではございませんで、一応待機者としては8名程度いらっしゃいますけど、養護老人ホーム「済昭園」に2人、それから「シルバーケア武雄」に4人、それから「松尾山大成園」に1人、

「あずま荘」に1人ということで、8名の待機者がいらっしゃいます。（「いづみ荘の廃園、廃所」と呼ぶ者あり）

いづみ荘の件につきましては、県の計画に基づきますと、20年度末で21年の3月までということで、現在調べましたところ、入所者は8名程度まだ残っていらっしゃるということを確認しております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

上の地域包括支援センターですけれども、市の方では何名程度ぐらいですか、このケアプランを策定したのかですね。その点と、下の老人福祉入所施設のいづみ荘、20年と言われましたけれども、その後の施設の活用方法はどのようにされるのか、その点までわかりだしたらお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

現在まで何件実績があるかというのは、ちょっと今数字がわかりませんが、10月から3月までの見込みとしましては、市の包括支援センターのケアマネジャーの方で、大体263件程度を、今後新規継続を合わせまして、ケアプランの作成を行うということにしております。

それから、いづみ荘の閉園後の措置につきましてでございますけど、そういった計画自体には、市としては、これ嬉野町の議会の段階からであったかというふうに聞いておりますけど、これについては、ぜひ存続をお願いするというふうな立場で陳情、あるいは要請書を出していらっしゃるかということで、今回もそういった形で、財政関係もございますので、そういった要請書を県の方に出すというふうな準備をしておりますけど、その後の閉園後の施設の利用計画等については、全然まだ承知をしておりません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

先ほどの関連なんですけれども、老人福祉費の節の20の老人施設入所措置費でございます。これについては、ただいま話を聞きましたら8名ということでございますが、なぜ8,006

千円も市から負担をせにゃならんかということ。その辺がどうも私には腑に落ちませんので、この辺の説明と、いずみ荘以外は4名ということでございますので、その辺も含めてお願いしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

この8,006千円につきましては、これは全体の事業費の中で、入所の措置に係る分が……ちょっと済みません、交代します。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

まず、なぜ養護老人ホームに市が負担するのかということにつきましては、これは老人福祉法の規定の中で、健康上、あるいは環境上の理由によって、一定の基準に該当する方については市で措置しなければならないというふうになっております。

それと、8,000千円の補正額ですけれども、一応施設によって、若干事務費が異なっておりまして、この事務費については、今年度から各市町村で、その負担金を定めるということで定められているわけですけれども、ある施設については、月額203千円という金額が必要です。

市内の施設につきましては、182千円ということで、203千円の方が6名と。その4カ月分、それと182千円につきましては、2名分の4カ月ということで補正をお願いしております。それで、その8名分に係る分につきましては、6,328千円の補正ですけれども、あわせて本年度の事務費が改定になって、その部分で不足する金額が1,678千円年間で見込まれますので、この分の両方の要素をかみ合わせまして、8,006千円の増額の補正をお願いしているということでございます。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

大体わかりましたけれども、あと、このいずみ荘の閉園になるまで、何名ぐらいの入所者がおられるかということ、それはもうないわけですか、今後もうこういう形でないわけで

すか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

先ほど申しあげましたように、現在まだ8名の方が入所をされているというふうな状況でございます。その中では、まだあそこの施設を出られてどこに行かれるか、まだ恐らく決定がなされていないと思います。自宅に戻られる方、それから民間のアパートに出られる方、あるいはこういった養護老人の施設に入られる方、いらっしゃると思いますけど、現在のところ、まだそういった決定はなされておりませんので、ただ、その8名の中から、何名かはやっぱり養護老人の施設に入られる可能性はあるかと思います。

議長（山口 要君）

いいですか。はい、太田議員。

12番（太田重喜君）

あの施設は、できてから、たしか42年かなと思いますけど、あそこをつくってくれというのを、地元から要請したわけでもなくて、県がつくった施設が廃止になって、後始末は地元でしなさいと、そういうふうに書いてあるんですか。地元以外のところが、県がつくった施設を廃止したときの後始末は地元でしなさいと法律に書いていますか。ちょっとまずその点聞きます。県がつくって廃止するとは県の都合で廃止するんだから、県が金出すのが当たり前でしょう。それ地元でしなさいと、そういうふうに書いていますか、法律には。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

県がつくった施設を地元で何でせんばいかんかということだろうと思いますけれども、一応、いずみ荘に住まわれている方は嬉野市に住民登録をされておられます。市民ということで嬉野市が措置をしなければならないということでございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

そういうことになれば、仮に今できよる、そこの説明何ちゅうたかな、今できよつとは。
(発言する者あり) いやいや、養護施設。あそこを県が投げ出したときは、そのときはまた
嬉野がせんばらんとですか。そがんでしょう、県が持ったとはやめるから、地元でやりなさい
ということになればよ、そこの施設のでけたところの後始末も地元でしなさいということ
ですか。そういうふうに法律は書いてあるんですか。法律で書いてあるからと今おっしゃっ
ただけど、その方は確かに嬉野市民でしょう。あれは、県が施設としてつくってあそこ入
所させたから嬉野市民になったんですよ。だから、これはもっと強く県に、その金は措置代
は持ちなさいよという要求をしましたか。その2点をお尋ねします。

議長(山口 要君)

福祉部長。

福祉部長(田代 勇君)

現在、市内に嬉野特別支援学校が、開校が来年の4月からでございますけど、ここはあく
まで学校でございますして、住所地をそこに持ってくるというのは、住民と新たになられると
いう方は、擁護学校でございますので、いらっしゃらないということで、そこが廃校になろ
うと、それについては、一切市の財政負担が出てくるということは考えられません。

ただ、先ほど課長申し上げましたように、軽費老人ホームのいずみ荘につきましては、県
の施設で向こうの方でつくったわけでございますけど、廃止になりますと、そこに住所地を
持っていらっしゃった方については、市が住民のサービスということで、この老人福祉法
の方の規定を用いて財政の負担が出てきます。

これにつきましては、さきに文教厚生委員会の中でもいろんな御意見をお伺いいたしまし
た。市としては、「軽費老人ホーム「いずみ荘」廃止に伴う市財政の配慮に関する要望書」
ということで、今回、そういった要望を県の方に、市長の方でお届けしていただいて、財政
負担が出てくる分については、応分の援助をお願いしたいというような立場で、今後活動を
していきたいというふうに考えております。

議長(山口 要君)

太田議員。

12番(太田重喜君)

県の方に要請して、県の方の返事はどうですか。

議長(山口 要君)

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

現在までは、事務の担当者の方で、県の方に今こういった例が出てきますので、ぜひお願いしますということで、担当者の方では幾度となく要請をしておりますけど、それに対しては一切、財政的な援助というふうなことの回答はいただいております。

議長（山口 要君）

ほかに。（「あと一回」と呼ぶ者あり）はい。

12番（太田重喜君）

あのね、県がつくっと、それは法律はどぎゃんなとつか知らんよ。しかし、それはおかしかとやなか。例えば、借家借家法でいう、自分の都合で家を出てもらわにゃならんときは、家主は、その出してもらうための措置は家主がせにゃならんですよ。そうでしょう。それと変わらんじゃない。それが県がつくった施設で、福祉やっけてどぎゃんひどう違うとかな。私の感覚ではその点わかりません。それについてどういうふうに皆さん思いますか。だれか何とか教えてくださいよ。もう少し県がつくった施設に入所されている方を県の都合で廃止するのに伴うてというなら、家を貸しておって、自分の都合で取り壊さにゃならんと、出ていってくれというときは、家主どうしますか。

今ね、家主の権利は、借家借家法改正になりましたよね。地主なり、家主が権力以前よりも強くなりましたよ。しかし、自分の都合で、それがまかり通るものだったら、そんなことになっておったら、例えば、厚生住宅取り壊さにゃどうしても危ないから、取り壊しますから出ていきなさいと、自分でやりなさいと言えるんですか、言えませんよ。設置者の義務ですよ、それは。そうでしょう、そうじゃありませんか。市長、どういうふうに思われますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も大まかなところは議員と同じような気持ちがあるわけでございますけども、これは福祉に関するやはり国の法律というものは、そういうふうになっているわけございまして、県の施設であろうとも、私どもの市民である以上は、市としての負担をすべきだと。

ですから、これでまた8,000千円のすべてが、先ほど言いましたように、我々が手出しと

ということじゃなくて、それに関する、また裏の国の補助等も当然出てくるわけでございます。

そういう点で、県の施設だから、民間の施設だからということではなくて、いろんな施設がありますけれども、私どもの方に住所があられる方につきましては、当該の市町村で責任を持っていくと、負担をしていくというのは現在の法になっておりますので、それに基づいてやらざるを得ないということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

太田議員と関連なんですけれども、じゃあ、逆に一つだけ教えていただきたいのは、例えば、いずみ荘があったときに、入所されたときは措置費として、軽費老人ホームですけれども、こういうのがあったのか、なかったのか、そこだけ1点だけお伺いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

必要な措置費等があったかということは、これはつかんでおりませんが、やはり市民であると、または町民であるということになると、その交付税その他についてははね返りはあっているということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

はい、ほかに質疑はありませんか。いいですか。川原議員。

8番（川原 等君）

22ページの公会堂の件なんですけど、工事請負費で1,070千円出ております。ステージの照明設置工事ということですけど、私、考えて別に違和感というのはなかったものですから、この件は修繕なのか、あればまた新しく照明器具を設置されるのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

公会堂の工事請負費の件でございますけれども、舞台の両わきに、ちょっと強力なライトを片側3個ずつ、合計6個つけ増しする工事でございます。

これは、違和感なかったという川原議員の御指摘でございますけれども、シンポジウムとか、いろんなことをやったときのテレビの撮影ですね。そういったときに、ちょっと若干画面が暗いとかいうことがございましたので、ライトが光度が足りないということで、その補充の意味の設置でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

はい、川原議員。

8番（川原 等君）

庁舎前の公民館の2階のステージですか、そこ、いつかと言ったら記憶がないんですけども、たしか立つ場所によって、何か暗いところあるなという気がしたもんですから、ちょっとこの問題を聞いてみたわけなんですけど、嬉野の方わかりました。確かに、今からテレビ放映というのは結構入ってくるわけですから、その中では、さっき言いました塩田の、塩田というが、公民館ですね、そこもちょっと一回調査をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

旧塩田町のいわゆる現在の中央公民館の大集会室のどんちょうですね。一時、以前に下の円い鉄のあれが下に入っているわけですが、あの部分が少し落ちておりました。縫い目がちよっともうとれてしまってますね。（「照明じゃないですか。どんちょうじゃなくて照明」「照明」と呼ぶ者あり）あっ、照明の件ですね。済みません。照明の件につきましては、また改めて調査をして、再度取り組みたいと思います。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

9番（織田菊男君）

太田議員の少し関連ありますが、養護学校の件ですが、嬉野支援センターですね。今部長

は、市の方でほとんど負担じゃないと言われていたんで、ちょっともう少し調べて言った方がいいんじゃないんですか。道路の件でも何でも、一応市の方で道をつくるという約束になっていたはずです。だから、そういう点で、もう少し調べてもらって言った方がいいんじゃないですかね。

それから、あそこが生徒の方、通いの方と寮に入られるという方とあるそうです。そういうふう聞いております。その方は、寮に入る方は、住民登録はこちらでされないわけですか。また職員の方も、寮ができるというふうなことを聞いております。そういう点は、こちらの方に住民登録はされないわけですかね。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

先ほど、市の負担の件につきましては、入所の措置の負担の関係を申し上げまして、工事とか、周辺関係の工事関係の市の負担については、私の方では述べておりません。

それから、入所の関係でございますけど、あそこは通園の方、入所の方、寄宿舍がございますので、そういった関係の方は、2種類の生徒さんがいらっしゃるわけですけど、その生活の本拠地ということで、保護者の本拠地が市内であれば市、市外であれば市外ということで、あそこが居住地ということにはならないかと思っております。

議長（山口 要君）

はい、織田議員。

9番（織田菊男君）

現実にそこで生活されるわけですから、住民票を移すということはないわけですね。普通、老人ホーム関係は、そういう関係は大体住所を移すわけでしょう。それでまた、こちらの方は、嬉野の市内からだけの入所じゃないと聞いておりますが。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

ちょっと私申し上げましたのは、負担金の関係をちょっと申し上げておりまして、住所の要件云々は申し上げましたけど、福祉関係、先ほど市長申されましたように、住所地の特例というのがございまして、そのどこの市から来られたかということで、まだ負担金はそち

らの方に、大もと出られたところということになっております。

まだ、寄宿舍が生活の本拠地として、そこに住民登録をされるかどうかは、まだ確認はしておりませんが、ほかの養護学校の例等を考えますと、そういった例はないかと思っております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第3款・民生費までの質疑を終わります。

議事の途中ですけれども、ここで1時20分まで休憩をいたします。

午後0時18分 休憩

午後1時20分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

それでは、休憩前に引き続いて議案質疑を行います。

歳出、28ページから32ページまで、第4款・衛生費及び第5款・農林水産業費について質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

13番（山口榮一君）

31ページの農業振興費の中の負担金補助金で園芸作物災害対策事業という中で239千円、これについて台風13号による改植というふう聞いたような気がいたしますが、詳しいところをひとつお願いいたします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回お願いしております園芸作物災害対策事業のこの補正の議会前までに把握できました部分をお願いしております。この対象となっておりますのは、台風13号によります被害で葉が、落ち葉ですね、茶の葉っぱが3割以上落ちて、なおかつ樹勢回復並びに改植を要した場所の2カ所について今回の補正までに把握ができましたので、お願いしているところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

2カ所について葉が全部落ちたわけですか。3割ぐらい落ちたというわけで、ただ回復の兆しが見えないということですか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

一応、1カ所につきましては樹勢回復を図るための常日ごろ以上の施肥、1カ所につきましてはちょっともうそのままでは樹勢回復が図られないということで改植ということで、先ほど申しましたように、葉の落ちた状態が3割以上であるということで認められるということで今回対象にしております。

議長（山口 要君）

山口議員。

13番（山口榮一君）

それは被害状況なんですけれども、風なのか、塩害みたいなそういうふうなものか、その辺わかりますか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

その分については、風と塩害ということで対象になっております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

28ページなんですけれども、1目19節の負担金なんですけど、精神障害者の小規模作業所の運営費ということで484千円の計上がなされております。ひまわりとみふねということでありますけれども、それぞれ何名の通所があるのかですね。それともう一つは、こういう負担金のいわゆる積算根拠、これについてお伺いをいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、ひまわりは、これは鹿島にございますけれども、通所の人数が16人いらっしゃいますけれども、このうち3名でございます。算定基礎ですけれども、通所割50%、人口割が30%、均等割が20%となっております。

あと、みふね、これは武雄の方にある施設ですけれども、15人の通所人員のうち1名嬉野市から通所をいたしております。算定基礎は通所割が50%、人口割が50%となっております。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

じゃ、例えば、こういう負担金を出す場合について、いわゆる作業所全体の運営費、こういう部分についてもこういう作業所から明らかにしてもらって、そしてこういう負担金を捻出し、作業所に出しているということになっているわけですかね。それとも、単なる作業所からこの額をぜひお願いしたいという形の中でこういう予算措置をなされているのか、そこら辺だけお答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

これはもちろん年度当初に予算をお願いして、また今回変更をしたわけですがけれども、それぞれ作業所の方から、各市町の負担金ということで、明細まで書いたところでの負担金の要請がっております。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、途中でやめられたとした場合について、マイナス補正予算というのがあるのかどうか。例えば、ひまわりに当初3名行かれて、年度途中で2名に変わられたと、その場合については逆に作業所から返還があるのかどうか、そこら辺までわかっていたらお答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

これは、ひまわりの分は17年の9月1日時点ということでやっております。そして、みふねの方は、18年の9月1日現在での通所人数で先ほど申し上げました算定基礎で負担金の請求がっております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「ちょっと答弁が、いわゆる途中で作業所をやめられた場合の返還金はどうなるかということ」と呼ぶ者あり）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

先ほどお答えをいたしましたように、それぞれの算定時点での請求ですので、途中退所はないかと存じます。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「もう一回よかですか」と呼ぶ者あり）済みません、もう4回目か3回目ですので。

平野議員。

19番（平野昭義君）

31ページ、先ほど13番議員と関連しますけど、農業振興の負担金関係で、一つは水稻被害ですね、1,459千円ですけど、このことについて県下で多分49%の作況と新聞で見えていたけど、嬉野市はどのくらいであったのか。それから、戸数とか面積あたりがわかっておれ

ば教えてください。

それから、中山間地域の減額されておる、嬉野の方でしょうけど、その理由ですね。とりあえずそれだけちょっとお願いいたします。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

被害状況でございますけれども、嬉野市が県の方に報告をいたしましたのが、農作物の被害面積で871.44と、被害額で124,106千円と、総額でございますね。これはあくまでも農作物だけのことでございまして、そのうち水稻が771、そのうち潮風害の影響を及ぼしている面積が370ということで、水稻の被害額で75,000千円、大豆が被害面積で86.2と、そのうち潮風害で37ですかね。被害額で20,700千円程度です、大豆が。その他農作物等については、野菜関係で26,300千円、花関係で、これは苗関係ですけれども、500千円ですね。果樹関係で978千円、家畜関係で主にプロイラーですけれども、プロイラーの圧死ということで250羽の100千円というような形で、農作物等の主な被害関係についてはそのような報告をしております。

施設関係ですけれども、施設災害ということで一般施設ですね、これは共同利用施設も含めた施設ですけれども、25件の8,204千円と。ビニールハウス関係ですけれども、32件の14,900千円程度出しております。被害の戸数については把握をいたしておりません。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

中山間地域についてお答えをいたします。

今回、塩田地区の中山間地域につきましては増額を28千円お願いしております。しかしながら、支所においては中山間地域の補助金としまして1,534千円減額をさせていただいております。これは3月議会で質問がございましたように、その当時の見込みとしましては10割単価といいます集落が一つしかなかったわけでございますが、18年度の努力目標として半分程度は10割単価に持っていきたいということで当初予算お願いしておりましたが、結果的には最初の1集落を含めまして嬉野地区につきましては9集落で10割交付の中山間地直接支払事業に取り組みをいただきましたので、最終的に対象面積が確定したということで今回

減額をお願いするところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

直接これとは関係ありませんけど、農業振興には間違いありませんけど、きのう私は鹿島の市役所のある幹部と2時間ばかりお話しする中で、農地・水・環境保全に、鹿島の彼が言うことには、政府も国も余りにも唐突な提案であって、最終的には2月の末まではいいですよというふうに責任ある言葉とっておりますけど、これでは21地区決まったから、もうあとは受け付けせんと言ったら語弊でしょうけど、なかなか進まん。それから、中身についてある塩田の区長に、囑託員さんに言ったら、もうちょっとやぐらしかけんせんと、区長さん個人が判断してしもうて、うっとめよっとですね。そういう点についてはもっと詳しくして、これが330億円ですかね、国の予算は、多分。そういう意味では、こういうふうに田舎が行きおくれた、都会だけもうかって田舎はますます疲弊していく時代が、もっと説明をよくして利用されるものは中山間の補助金を申請した区域の別でもまだいいと思います。例えば、畑とか草地も書いてあるですね。そういう点については担当課としては各部落に出向いてもらっても詳しくしてもらいたいと思っておりますけど、今の時点でどうですかね。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

ただいまの質問についてお答えをいたします。

一般質問のときにも私は答えたと思っておりますけれども、一応、今回が11月末までの締め切りということで申し込みをとったわけです。あと要望があれば各集落に説明に行きますということで、10数集落は説明に要望されましたので、参って説明をいたしました。そのような中で、取り組み状況等についてもなかなか難しい面があるというふうな言葉も今ありましたように、その分については一般の農家の方にはなかなか難しい面がございます。そういうことで、我々も極力住民の方に理解していただくような努力をしようということで、一般質問の答弁の中でも私言いましたですけれども、そういうような計画でしております。あと21集落以外に申し込みがあったらどうするかというようなことでございますけれども、今の段階で

は、県の指導では19年度に手を挙げなければあとではできませんよというような指導であったわけですが、内容等についてはまだ未定稿の部分があるというようなことで私たちは判断しておりまして、19年度以降からもできるような形になるんじゃないかと。これは確定はできませんですが、そのような動きがあっているということは間違いございません。そういうふうなことで、この中山間地域の直接支払制度と同様に後年度にでもずっと対応していただくような形で図っていきたいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

このことは農村地にとっては非常に大事なことです。なぜかと言えば、ことしも先ほど言われたように非常に被害を受けて、農協に米を出しても金は取るほどなかと。逆に共済掛金とかなんとかで秋になると持っていかなばらんというのが今の世相ですね。ですから、そういう意味ではせっかく政府の補助ですから、区長さんが言うてこれんもんならちょっと知りませんよじゃなくして、こちらから丁寧に、参加されない21地区以外の方々にももう一遍集まってもらって、結局、区長1人だけじゃなくして、そこには生産長代理とかおられますから、2人ずつぐらいやっぱり来てもらってした方が、その人の判断で難しいときはもうやむって言うぎ、囑託員とか区長している人がやめると言えばあとの人はなかなか言わんわけですよ。区長さんの言いなっけん、もうそがんでいっちょこうと。そしたら、後から聞いてみて、あらっ、そがんでいうちにきもよかったところと、こういうふうになって、せっかくの草刈りの政府の補助が受けられんと。ですから、松尾課長、今のについてはもう少し、さっきあなたは努力で言うたけん、どの程度努力か、その努力の中身をちょっと詳しく。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

先ほどは、平野議員の方からの質問では、区長さんだけに私たちが説明したというような私は理解をしておりますけれども、実は区長さん、生産者、いろいろ部落の役員さんいらっしゃいますけれども、御案内をいたしまして、1集落から二、三名は少なくともお見えになって説明会をお聞きになっているということで理解をしております。その中で部落で判断さ

れたということで、私たちの部落ではどうしても取り組みができないという判断は区長さんだけの判断ではないというような理解をしております。もし後からそういうふうな、こういふことであればということで、よその例えば、隣の部落がしよって自分たちの部落ができなかったと、後で手を挙げてどがんないとなんしてくいさいなというふうな話になれば、もちろん私たちもそういうふうな推進はしていきたいというふうに思っております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

32ページまでの恐らく最後の質問になると思いますが、4目の造林費の中で森林病虫害等の防除事業というのが計上されております。ここの内容について御説明をいただきたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

森林病虫害防除事業ということで、場所は広川原のキャンプ場を予定いたしております。この分については森林病虫害等を駆除し、その蔓延防止を図って森林の保全を図るというふうな目的のもとに、公共的な休養施設とかそういうふうないろんな指定の補助林の整備をするということで、松くい虫の予防事業ということで計画をしております。松くい虫が付着するおそれのある松の樹木に薬剤を樹幹から注入するというようなことで、50本分の薬剤を注入するというふうなことでしております。この分の補助については4分の3をいただくということで、事業費が467千円というふうなことでしております。

以上です。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

委託料なんですけれども、この委託先については、これは森林組合でしょうか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

その分についてはまだ決定しておりません。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

森林組合と限定はまだされてないわけですね。個人になる場合もあるということでしょうか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

その分についてはまだちょっと未確定ですので、ここで答弁することができません。済みません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）関連。山口議員。

13番（山口榮一君）

ちょっとお尋ねしたいんですけど、私も松くい虫の薬剤というのは知らないわけですが、どういうふうな薬剤をされるのかわかりますか。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

私も商品名は初めて聞くんですけども、グリーンガード・エイトというふうな商品名がございまして、これは県の方の指導のもとにこういった一般、メーカーはいろいろあると思うんですけども、それをもとに今見積もりをこの予算の方に計上しておるということでございます。薬液を入れた瓶を注射針のような形で樹幹に注入するような薬です。

議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

西村議員。

18番（西村信夫君）

私は、31ページの負担金補助金ということで農業振興費の方でお尋ねしたいと思いますが、補助金の新たな米政策対策事業ということで8,664千円の計上がされておりますが、説明では、真崎の集落営農というようなことで、トラクターとかコンバインとかいうふうなことで説明を受けたわけですが、集落営農については、ことしは10地区が集落営農を結成されておりますけれども、この事業の取り組みについて、ほかの地区からの申請とかそういった取り扱いについてはなかったのかどうか。真崎地区なのか、そこだけですか。その点お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

水田農業の担い手として集落営農組織を各地で立ち上げていただきました。その集落営農組織を支援する意味で、新たな米政策対策事業ということで取り組みをさせていただいております。それで、これは県に新年度予算を要求する概算要望というのが何回でもあるわけですが、現段階までにこの真崎地区を含めまして4地区ありまして、今回は18年度で真崎地区を取り組むということをお願いしているところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

4地区申請があった中で今回、真崎地区と言われましたが、あと3地区についてもこういった取り組める申請があればできるわけですかね。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

この集落営農組織につきましては佐賀県で非常に多くの集落が取り組みをいただきまして、それに伴いましてこの新たな米政策対策事業ということにつきましても、予想以上に今の段階では上がっているというふうな情報はいただいております。ただ、私たちもずっと概算要

望をしております、今の段階で何割削減と、そういうことは聞いておりませんので、一応要望がっている地区全部を県の方に上げているところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

要望のあっているところについては県の方に申請を上げているというふうなことですけれども、これから集落営農については4月以降も受け付けもされまして、各地区に大きく浸透していくと思いますけれども、その後についてもこういった事業が適するかどうか。と同時に、トラクターとかコンバインとか、採択要件はこういったトラクターとか農機具だけに限られるかどうか、その点までお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

このことについては、もう集落営農組織を立ち上げられました皆さん方については、もう既にこういう制度があるということで御承知をいただいております、その中で現在まで4地区が上がってきているかと思っております。それで、新たに上がった場合の対策をどうするかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、県の方でも今までの感触はやはり予想以上に上がってきたというような状況でございますので、この4地区のほかに希望があった場合は十分に県と協議をする必要があるかと思っております。

以上です。（「採択要件は」と呼ぶ者あり）

恐れ入ります。採択要件については、作業の効率化を図るための機械の導入補助でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

28ページのグループホームについてお伺いいたします。

精神という支援もありますけど、現在グループホームは何件で何名いらっしゃいますか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

これは、グループホームは精神の方でございまして、旧嬉野町の方に1カ所ございます。それで、今回、福祉ホームからグループホームへ移行をされたのは4人の方でございます。以上です。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

済みません。グループホーム自体が市内で何件あって何名入所されているか。精神だけじゃなくて、ほかの方もお願いしたいんですけど。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

一応、私が担当しております保健衛生の方では精神だけを担当している関係で、先ほど申し上げました嬉野町にある友朋会の1カ所の分でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

そしたら、福祉はまだですかね。

議長（山口 要君）

福祉は終わりました。（「関連で福祉の方いいですか」と呼ぶ者あり）後でお聞きになってください。

10番（芦塚典子君）

済みません。そしたら、今年度のぬくもり事業を申請してあるところだけお伺いしたいんですけど、何件か申請してあるかどうか。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時47分 休憩

午後 1 時47分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

ぬくもりホームは今年度から 1 カ所新設をされております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

32ページ、緑資源の造林事業、これは赤仁田というふうなことでお聞きしておるわけですが、最近は針葉樹がだめだというふうなこととかなんとか非常に言われておるんですけど、ここに植えられる樹種は何を予定されているんでしょうか。というのが、あそこから風が吹いて、仮に広葉樹を植栽した場合、茶園に影響が大きいということで、このところ先日、隣接地ということで判をくれということでおいでになったときには、はっきりした樹種を聞き損ねたわけですよ。それを、あの地区に茶園を持っている人が常緑樹か、あるいは広葉樹でもほかのとはともかく、クヌギあたりになれば、ちょうどお茶の適採期に葉がまだ飛んでくるというふうなことで、非常に危惧されておるもので、あそこは何を植えられることになっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

ちょっと私、説明不足やったと思うんですけども、緑資源造林事業の予算の関係については一応除伐、植林じゃなくて除伐を対象にしております。緑資源と分収造林事業ということで、全額を緑資源の方から金が仕事をして出るというようなことで、場所については不動山の檜ノ尾という団地で昭和42年に植栽された杉7.3ヘクタールとヒノキ3.5ヘクタールの中にある2.65ヘクタールの分を今度除伐するというふうな事業でございます。申しわけござい

ません。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

それじゃ、先日、判をといっぺ来てられたときんとは、これとは全く関係ないわけですね。植林せにゃならんから、隣接地の判をくださいということで担当課の方からお見えになったもので、判をついた覚えがあるんですけど、その話をちょっとしたところが、特に赤仁田のパイロット地区に木の葉が飛んでくるということで広葉樹はだめなんだと。できたら、杉かヒノキにしてほしいというふうなことのお願いを兼ねてのあそこには何を植えられることになっているんですか。判を求めにおいでになったということは、植える樹種も決まっているだろうなと思ってお尋ねしておるところです。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

その当時、押印のお願いにどのような形で来たか、私もちょっとその場は承知しておりませんが、この分については多分分収……（「分収林」と呼ぶ者あり）分収林でしょう。分収契約の期限が切れてのことだったと思うんですけども、ちょっと……（「いや、いや、今度はもう切れていたんですよ。伐採跡地なんですよ。伐採跡地に今度植える樹種は何なのかということですよ。植林しますからということで、隣接地ということで判をもらって回っておんさっですもんね、ここ最近。そこに何を植えるように決まっているかということをお尋ねしておるとですよ」と呼ぶ者あり）

済みません。その分については私もちょっと把握を今のところしておりませんので、後日議員の方にお伝えいたします。申しわけございません。（「よかです」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第5款・農林水産業費までの質疑を終わります。

次に、歳出、33ページから36ページまで、第6款・商工費及び第7款・土木費について質

疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

33ページなんですけれども、まず4目の観光費、13節・観光ガイドマップ2,700千円ということで計上されているわけですが、まず、このマップ作成に当たって、いわゆる企画段階における関連する団体、例えば観光協会、あるいは商工会、そしてまた旅館組合等々の意見というのは拝聴されているのか、それが1点と、そして今日までマップについてはどのように活用されてきたのか、その2点だけお伺いいたします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

まず、ガイドマップの団体の意見ですけれども、これにつきましてはずっと以前はそれぞれの団体で多分余り突き合わせがよくできていなかった部分もあると思います。最近はそのようなものができてはよくないということで、少し仕分けと申しますか、分担を分けてつくっていかうという話をしております。

それと、マップの活用ですけれども、一番多いのは、旅館を含めた営業の方が営業に回られるときに持って回られるのが一番と、それとあとは商売をされておられる方の営業も回られますので、その辺を含めてが一番利用が多いと思います。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

もう一回なんですけれども、関連する団体について今回の本年度のマップつくるに当たって意見を拝聴されたのか、もう一回お聞きしておきたいと思います。

活用の方法なんですけれども、いわゆるある自治体では、大分県なんですけど、いわゆるエージェントに100とか200とか持ってこられるわけですよ。そして、いわゆるその旅行会社が要するにお客様に宿泊クーポン、あるいは食事クーポン、例えば大分に行くとするならば、その買っていただいた人に事前にクーポンをお渡しするときにその観光ガイドマップをお渡しするようにやっておられるところもあるわけですよ。そうすると、旅行者は事前に旅行計画、観光計画ができるということで、メリットが非常にあるというふうに私は判断をいたし

ておりますけれども、そういうこと等について考えられないか。例えば、福岡のある大きい旅行会社に例えば200部なら200部というような形で配布することによって大きな効果があるのではないかと思いますけれども、そこら辺のことも含めて再度御答弁をいただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

今、事前に渡すことはできないかということでございます。これにつきましては今まで余り聞いたことがございませんので、そういう事例は研究させてもらいたいと思っております。

それと、実際に我々が活用するときには、電話による問い合わせ等で市内の関係のあるマップあたりを送付してくれというふうなものがございまして、それは観光協会を含めた団体、それから旅館組合、そして私たち市役所を含めてですね、すべてそういうふうな要望があったときにはお送りはいたしております。（「あと1点目のマップつくるに当たって」と呼ぶ者あり）

実は、マップをつくるに当たって今回、料理飲食店関係の組合の方が自分たちのマップを塩田まで含めた、料飲店関係ですけれども、いいものをつくりたいということで、市役所の方から協力できないかということで話がございました。それがありました関係ですずっと夏の間といたしますが、一緒に打ち合わせをしまりました。そして今回やっといいものができておりますけれども、そういうことで、そういうふうな連携をとって、次の市役所ときには今度はそういうものを、もっと以外のものをつくるということで協議をいたしております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

まず、後段のいわゆるマップの活用の方法なんですけれども、確かにエージェントあたりには嬉野の旅館さんあたりが来られるわけですね。ぜひ送客してくださいと。しかし、観光ガイドマップは1部しか大体渡されない状況なんです。ぜひそういうのをもうちょっと変えていったらどうなのかという意見なんですけれども、例えば、100部あたり渡しておいて、やっぱりエージェントに30、40やっていただくと。そうすると、例えば団体のツアーを

組むときにも非常に計画がしやすいという大きなメリットがあるわけですので、そこら辺についてはぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それと、ある自治体では、いわゆる自治体とか観光協会とかいろんなところからわざわざ出てこなくて、いわゆる郵送で、文書でもってこの活用方をぜひお願いしたいというふうにされている自治体もぼちぼちふえておりますので、そこら辺についてもぜひ今後検討をいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

ぜひ検討していきたいと思います。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

34ページですね、交通安全施設整備費の中の公有財産購入費なんですが、一応宅地が154平米、雑種地が15平米、またバスセンター及び環状線の交差点も含むということでお伺いしているんですが、宅地と雑種地が金額的にどれだけなのかという点と、その場所ですね。一休荘さんがある交差点付近なのか、それとも34号線なのか、そのあたりをちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

単価等につきましては、平成16年度に不動産鑑定をとりました単価の基準をさせていただいております。雑種地と宅地はほぼ同じ金額になっております。

場所ですけど、温泉センター付近とJRのバスセンター付近と国道付近です。3カ所です。

以上でございます。（「単価」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

単価につきましては、先ほど説明した平成16年度11月不動産鑑定をとった基準に対しまして平米当たり95千円となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

1 平米当たり95千円ですね。宅地も雑種地もほとんど変わらないということですね。はい。ちょっと今説明の中で場所がよくまだつかめてないので、後ほどちょっと簡単な地図でもいいですから、このあたりというところだけ資料としていただけますかね。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 2 時 休憩

午後 2 時 再開

議長（山口 要君）

再開します。

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

場所につきましては、温泉センター付近とバスセンター付近と国道34号線の近くの付近でございます。

以上でございます。（発言する者あり）後日そしたら地図を提出します。

以上です。

議長（山口 要君）

いいですか、神近議員。（「はい」と呼ぶ者あり）

秋月議員。

4 番（秋月留美子君）

33ページに戻りますけれども、観光費のところ、先ほどの山田議員がおっしゃったところの観光ガイドマップのところよろしいでしょうか。

この2,700千円の中に旅館、飲食、それぞれ別々の観光マップなんでしょうか。それから、観光マップには、私の一般質問のときにも市長お答えであったように、外国語が入っているのでしょうか。

それから、料飲食店とか旅館もなんですけども、お店とかの名称が入っているとしたら、そういうお店の名前が載る順位とか、そういうのはどういふので決められているんでしょうか、お願いいたします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

まず、一番最後の後段の分の料飲食店の名前とかマップに載っているかどうかということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それはここに持ってきておりますけれども、これは料飲食店組合が私たちと一緒に協議をさせてもらって、塩田と嬉野の各お店の組合に入っておられるところを全部それぞれに取材に行って、そしてお店の状況を全部つくったものがここにございます。行政がつくる場合がなかなかお店を一軒一軒載せるようなものまでではできませんので、我々としては、例えば、歴史物とか、それからいわゆる観光施設と言われるものにつきまして、別の角度でダブらないようなことで作成をしていく計画です。

ガイドマップとこの料飲食店関係の入ったマップというのは用途も全く違うものでございます。

外国語版は今回は予算的にできませんが、もともとの旧町のものにつきましては外国語版はそれぞれございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

予算で、外国版つくるのにすごくそんなにかかるんですか。

それから、お店の順番を決める、普通はあいうえお順とかやっぱりこうして見る場合は、後ろの方より先の方を見て同じ職種を扱っている場合とかはそういうところに普通に心理状態からいくと、そういうところから先にちょっと行こうとか思うときに連絡したりするんですよ。だから、そういうところを営業のところというか、そういうところに連絡をされて了解を得てとられたかどうかということなんですけども。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

この料飲店関係のマップにつきましては、基本的には料飲店組合、それと観光協会、それと塩田の商工会が中心になって作成をされておりますので、その掲載の順番とか取材の内容につきましては私の方は承知をいたしておりません。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

予算の方もこんなふうで税金からついてますので、その辺も十分把握をして今後よろしくお願いたします。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

33ページの4目19節、補助金の大会等誘致対策事業なんですけれども、今回1,000千円の補正がなされまして、18年度が6,000千円なんですけど、この額だけを見て判断すれば、この事業の効果が上がっているだろうというふうに言えるわけなんですけれども、実態としてどうなのかということなんです。18年度の11月末まででもいいんですけど、実態として、例えばエージェントの照会等については何%ぐらいになっているのか、あるいは口コミ、それともう一つはたまたま来たから、来たら大会対策事業、こういう補助金があったというものあるかと思うんです。そこら辺についてはどのように把握をされているのか、お伺いをいたします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

16年度、17年度、それからことしの実績をしてみますときに、業者への件数・支払い等もちょうど3割程度が業者になっております。それと、あと実態としてでございますが、いわゆるリピーターと言われる方が3割から3割5分ぐらい入っておられます。それと、これがどういうふうなPRかといいますと、まず一つはホームページが一番活用されていると思いますが、もう一つは旅館からの情報、それからあとは口コミあたりも結構行っているんじゃ

ないかなというふうに思います。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

担当課としては、いわゆる効果があったというふうに判断をされているような雰囲気なんですけれども、こういう事業というのはやっぱりそれなり、間もなく9年、10年になろうとしておるわけですよ。年々予算は確かにふえていくわけですよ。そこら辺の判断の仕方なんですけど、いわゆる観光客誘致施策としては目玉であったろうというふうに思うわけですよ。嬉野がつくったら、翌年は武雄も真似してつくられたと、こういうことなんで、よそもそれなりにこういう事業を行ってきているのもふえてきているのも事実なんです。私は、やっぱり検証して新たな施策、予算の中を違う予算に使ってもっと嬉野をPRできるようなことを考えていくべき時期に来ているんじゃないかというふうに個人的に思っているわけなんですけれども、そこら辺については担当課としてはどのように判断をされてますか。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり、平成8年からですので、もう10年になりました。確実に効果は上がっていると思いますが、施策としてはやはり宿泊の団体が減っていく中で、一つの売りとしてPRしていくには非常に旅館も中堅どころは特に助かっているということもございますので、完全な廃止を今急にはなかなかできないところでありますけれども、少し見直しをですね、ことしの3月議会からもずっと御意見がっておりますので、見直しをしていきたいと考えております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

いろんな関係する旅館組合等あられるわけなんですけれども、これがどんどん定着して確かに年間通じてこういう団体の方が来ていただくならばかなり予算が膨らむというのは事実なんです。それをどう見るかということなんですけれども、私は、一つは期間を限定して、例え

ば、一番お客様の少ない1、2、3月とか、あるいは6、7、8月になるんですか。こういう対策、その時期にやっぱり営業戦略としていろんなエージェントとかあらゆるところに期間限定だけれども、こういう取り組みをやってますのでという方向に変えていった方が、かえっていい方向に行くのではないか。そして、額的にはもう少し見直ししてみるとか、そういう方向も検討すれば大きな効果があるかと思しますので、ぜひともそこら辺も踏まえて関係団体との話もありましょうけれども、そこら辺ぜひ御検討をすべきじゃないかと思しますので、よろしく願いをいたしたいと思します。

議長（山口 要君）

答弁は。（「答弁を」と呼ぶ者あり）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

今の御意見につきましては、当然それなりに恩恵を受けておられる旅館組合等もございますので、そういうふうな関係の方等含めて協議をさせていただきたいと思します。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

同じく33ページの観光マップについて二、三点わからない部分もありますので、具体的に質問したいと思しますが、この嬉野市の観光マップに当たっては、観光産業としての起爆剤になるようなマップが作成されると思しますけれども、この作成に当たって、商工会とか、あるいは行政を含めてですけれども、旅館とか、そういう団体組織の中で構成されて作成をされていくのか、それとも市単独で観光課で作成されていくのか、その点と、この作成に当たってのマップの配布関係については、先ほどはエージェントとかお話しされましたけれども、何カ所ぐらいに配布をされておるのか、その点お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

基本的には、作成につきましては、まず市がマップをつくるわけでございますので、いわゆる観光施設と言われるようなものを中心に作成をしていきたいと思します。ただ、御意見

につきましては旅館の役員会とか、それからおかみの会あたりとも毎年交流をしておりますけれども、おかみの会からもずっと御意見が出てまいっております、そういう団体の方の意見が今までずっとございますので、そういうのを考えながら作成をしていきたいと思えます。

それから、配布先につきましては、まず一番多くしているのが観光協会ですね。それから、無料観光案内所というものを市内に20カ所程度設けております。それと、あとは注文があったときとか、それから市役所あたりにも若干多く置いているというような状況でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

これは合同製作ではないというふうなことですけれども、やはりこの製作に当たっては、つくる以上は充実した中身の濃い観光マップをつくるのがこの財政を投入するのは効果的だと思いますけれども、行く行くは振り返ってみて、やはり12月になったら各旅行会社等々は掃除とかなんかする時期なんです、いっぱいマップはあっても全部段ボール箱に入ったりなったりして本当に活用されているかどうかという実態を我々は見えております。職場の中でも旅館からいっぱいマップが来て、12月の年末にはもうこれを全部処分せにゃいかんというようなことで、うち嬉野市独自のマップだけではありませんので、よそからもたくさん来ますので、そういった分についてはやっぱりよそのマップに劣らない作成をするべきじゃないかと思えますけれども、今回に当たっては、塩田と嬉野とをやはり合併したからそういった分を合致しながら作成すると言われましたが、何部を今回の作成に当たって行われたのか、お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

部数としましては2万部程度予定をいたしております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

2万部ですね。それはそれぞれの地区に配布されておりますが、今までマップをつくって、この前につくったのはいつごろつくってあるのかですね。そのマップは新たに合併したから二つの町を象徴してマップをつくられると思いますけれども、今までそういった活用方法が十分浸透されるのかどうか、その点お尋ねしたいと思いますが。追跡調査をされて、お客様が嬉野にきていらっしゃったときに、そのマップを活用してやはり嬉野にお客様が来られたかどうか、その点までお尋ねしたいと思いますが。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

実は、平成17年度が合併の協議がございました。それで、在庫がどうせ出るだろうということで、実は17年度はほとんど増刷をしておりませんでした。それで、今までつくっておいたものを全部処理しようということで、17年度ほとんどしなかったという経緯がございまして、その影響がございまして、今回18年度始まった途端に、100部単位ぐらいで要求に来られますけれども、それが全く不足してしまったということで、ほかのこういうふうなマップをいろいろ検討していく中で、もう時期的に間に合わないような状況で、次から次に見えられたということで、大体年間に要求としては2万部ぐらいあるもんですから、ちょっとその辺が少し予測を見誤ったところがございます。それで、今回こういうふうな予算組みをしておりますけれども、実は増刷に対する要求がどれくらいあるのかというのが、少し見当が違ったという関係で、12月の補正をせざるを得なかったという状況でございます。ですから、以前は16年度でほとんどしております。そして、17年度してない。18年度、今回4月に1万部ずつの増刷、そして10月にまた1万部ずつの増刷というふうなことで当面对応をしてみました。

配布した先でどれくらいそれを持ってきて活用が実際できたかというのは、なかなかそれは非常に把握が難しいということで、今のところちょっとわかりません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

7番（田中政司君）

35ページもよかですね。土木費の河川総務費、負担金、水辺空間整備事業、これ県営事業で、たしか当初11,500千円のあれで、負担金が6,500千円今回減額ということでありますが、

これは要するに県営事業に対して市の持ち出し、負担をしてくださいということだというふうに理解をしているんですが、場所等は温泉公園のところだというふうに私は思っているんですが、これ聞いておりませんが、ここのいわゆる6,500千円減額負担をされたということは、県の方が事業を小さくしたのか、あるいは県の方が事業自体はそれだけやるんだけれども、市の負担金は少なくていいですよということなのか、そこら辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

35ページの河川総務費の負担金で水辺空間整備事業（県営事業）、今回6,500千円の減額をさせていただいております。

この水辺空間創出事業につきましては、ただいま御質問の中にもございましたけれども、温泉公園周辺の水辺空間を住民参加による協働作業により、地域に親しまれる自然豊かな施設として整備を行うもので、県営事業として実施をしていただくことになっております。この事業の総事業費につきましては50,000千円が上限となっております。17年度に設計委託料として4,000千円既に執行をされております。18年度当初予算編成段階におきましては、単年度で事業が実施されるものとの前提で、残りの46,000千円に対する市の負担金、負担率は25%でございますが、その額として当初11,500千円を計上させていただいておりますけれども、県の予算編成の都合上、2カ年の継続事業ということで、19年度の事業費配分額26,000千円に対する負担金6,500千円、これを今回減額するものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

そしたら、これは当初は単年度での事業だというふうに市としては判断をしていたと。それが、県としては2カ年のことになったということだと思うんですが、これは一方的に県の方からそういうふうに言うてきたわけですね。市の方がちょっと待ってください、来年度までの2カ年としてやってくれませんかという願いをしたということではないわけですね。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

これは市の方からそういうふうな申し入れをしたことではございませんで、あくまで県の予算編成の都合上ということでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

内容については今、田中議員の方から質問の中でわかったんですが、来年度でこの事業が終了するわけですよね、県営事業としてはですよ。これ当初の計画の中にトイレとかなんとかも計画としてはあったと思うんですよ。そういう事業まで一応県の方は見ていただくのか。そういう事業については入ってなくて、それは今度嬉野市の方で見なければいけないのかというところがあると思うんですが、県がどこまでやってくれるのか、あるいは嬉野市がこの後この事業を引き継いでどういう整備が必要なのかというのを御説明いただけますかね。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

この水辺空間整備事業につきましては、旧嬉野町時代にまちづくり推進研究会というものがございました。そこと鹿島土木事務所を中心に平成16年の10月から平成17年の3月までの間に6回のワークショップを開催されまして、大体そこで整備方針についての意見集約がなされております。それに基づきまして、先ほど申し上げましたが、17年度に実施設計をなさっております。

事業の内容でございますけれども、まず18年度が舗装の撤去、切り盛り土等の場内整備、それから張り芝、転落防止さく、あるいは障害者用の駐車場及び園路の設置、それとベンチ、これ7基予定してございますが、それから水飲み場、これは1カ所でございます。そういった園内の施設を整備することになっております。

19年度の事業内容につきましては、トイレ1カ所、それから照明施設の設置、これ4基と聞いております。その他ブロック塀等の修景整備を行うということになっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

ある程度トイレとか照明関係も県の方でしていただけるということですが、今のところでは、そうした嬉野市が単独としてこの水辺空間事業の後を引き継いで何か整備するところがあるのかないのかですね。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

今、部長が説明いたしました以外に単独で市の方が手出しをして工事をするというはございません。ただ、ここの公園については地域の方々に管理運営をしていくということになりますので、維持費関係が今後は発生するとは思いますが、単独で工事費を出すということはありません。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

先ほどの部長の答弁の中で、ブロック塀の修景、景観に関する修景というお話が出たわけですね。背面の方には民家があるわけですし、そのあたりをどういうふうにするのかというのはちょっとまだ私としてもイメージがわからないわけですが、そのあたりについては県と十分論議はされていると思うんですけども、今年度の事業の完了後再度このあたりの修景に関しても十分な打ち合わせをしていただきたいと思います。やはりこれから古湯という一つの事業が始まったときに、あそこの中の一体的に取り扱いの中で、民地の家屋の壁とかやっばり塀なんかはかなり目立ってくると思うんですよ。だから、そのあたりを十分打ち合わせをしていただきたいと思います。お願いしておきます。答弁は要りません。

議長（山口 要君）

答弁いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

6番（副島孝裕君）

所管で申しわけありませんが、委員会のときの私の聞き落とししかもわかりませんが、1点確認の意味でお聞きしたいと思います。

ガイドマップの件で、先ほど一ノ瀬課長から料飲店組合のマップについてお話がありましたが、多分委員会ではその話が出てこなかったのじゃないかなと思ひまして、その料飲店のマップについて市の補助あたりがあったのか、お尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

あくまでもこれは団体が作成をされております。市がお手伝いをしたのは、位置図とか、そういうほかの施設関係との調整をどうするかとかいう、そういうサポート的な応援をずっとしてきております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

それでは、経費の負担は全然なかったわけですね。確認です。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

ございません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

17番（田口好秋君）

先ほどの神近議員の質問に関連ですが、実は私たちリーディングの審議会であそこの古湯のところを見に行ったんですが、そのとき感じたんですが、確かに水辺空間で公園は整備さ

れようとしておるわけですね。しかし、あの反対側、いわゆる古湯が建っておった、今、空き地になっておりますが、あの下の方、右岸から見て左岸の方を見たときに、先ほどちょっと触れられましたが、余りにもあそこは見た感じが、非常にあそこを見たときにもう来たくないというようなそういった感じを持つような景観になっておるわけですね。塩田川の公園をつくられる左岸の方は水深もあるようですし、また切り立ってもおりますが、あそこ左岸の方のいわゆる整備計画、あそこに井堰があって頭首工がありますね、水門が。あそこらあたりまでの整備計画はあられるのか、あるいはあそのいわゆる審議会が立ち上がっておりますが、ああいったところも含めて今後あそこら辺を整備しないとどうしてもイメージ的に悪いなあと思うわけですが、そういった計画をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

今の御質問は公園の対岸の方ですね。古湯を建設する側の方だと思います。あそこをちょっと直に水が当たるところでもありますので、河川の方はまた県の方にお願いして改修を急いでやっていただきたいという要望をしたいと思います。

それと、その後の質問については、そのちょっと上のあたりの石垣とか民家がありますので、それからのちょっと下排水が流れているというようなこともございまして、ちょっと汚いような状況になっておりますので、その辺も含めてちょっとどういうふうな整備がいいのか、またリーディング委員会の中でも協議をお願いしたいと思います。どちらにいたしましても古湯を再建しますので、それが見劣りしないような周辺の整備も必要となります。もちろんいろんなほかの審議会、まちづくり研究会以外でもいろんな人にやさしいまちづくりとかそういうグループもでき上がっておりますので、そういうところとも研究を重ねて、景観のいい状態にしていきたいと思います。

以上です。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

やっぱり嬉野のまちの中で川べりというのは、あそこら辺が一番手入れが必要じゃないか

なと思うわけですね。そういったところでせつかく観光に力を入れるなら、ああいったところも散策して、やっぱり見たときにもう少し何とかならないかというような現状でありますので、ぜひそういったところも早急に整備をお願いしたいと思います。

議長（山口 要君）

答弁は要りますか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第7款・土木費までの質疑を終わります。

次に歳出、37ページから44ページまで、第8款・消防費から地方債の調書補正までの質疑を行います。質疑ありませんか。芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

41ページの伝建標識・説明板作成、これを説明していただきたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

伝建標識、当初予算で3,500千円程度の看板を予定いたしておりました。それに説明板の内容でハングル文字と英文字を入れた方がいいんじゃないかという県、文化庁等の指導がございまして、それを加えるということで81千円の増額補正をお願いしております。全体で100千円の国庫補助予算になったわけなんですけど、事務費と現計予算の中の分を19千円充当いたしまして、今回81千円の分をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

ハングル文字と英文字を入れていただきたいということで質問いたしました。というのは、以前からこれ私ずっと言ってきてましたけど、県の唐津地方は英文字とハングル文字が入っています。結構、田舎の説明板もインフォメーションボードも二つ入っているので、田舎でもすごくいいなあと思いました。それで、嬉野市はたしか韓国の子供たちが結構交流があっ

ているので、クリスマスときには韓国の子供たちがたくさん来ていただくので、ハングル文字はもうアンニョハセヨぐらいしか知らないんで、ぜひお願いしたいと思っていました。

それと、佐大の留学生に来ていただいたことがありましたので、やはり英語で書いてあると助かるんです。それで、ぜひしていただきたいと思って質問いたしました。ただ、伝建標識じゃなくて、この伝建地区にかなり文化財がありますので、文化財の方もこれをお願いしたいと思っております。

それと、以前、活性化事業で文化財の標識板を立てていただいたんですけど、単に木の標識板で、何年もてるかなあという感じだったんです。佐銀の前の札ノ辻と常在寺の中段の地藏さんと3カ所していただいたんですけど、だから、どっちかというとならば20年か30年か1回つくればもてるような標識をつくっていただきたいと思うんですけど、今後そういうふうをお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

全体事業費の中で伝建事業にのって行く部分と看板が必要な部分、今ここでやりますとなかなか即答もしづらいんですが、できるだけそういう配慮をしながら進めていきたいと思えます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

済みません。伝建事業でなさる説明板はぜひ英語とハングル文字を入れていただきたいと思えます。ぜひお願いします。

議長（山口 要君）

答弁は。

10番（芦塚典子君）

もう一回いいですか。

先ほどは、この伝建の分の標識だけの英語とハングル文字なんですけど、今後、説明板にもですね、伝建地区にいろいろ立てられると思うんですよ。いろんな史跡があるので、その史跡を英語とハングル文字をお願いしたいんですけど。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

文教常任委員会の折にもそういった御指摘をいただきまして、中国文字も加えることができないかという今回御指摘をいただきました。ただ、現在進めておりますのはハングルと英文字というふうなことで、3カ国語含めたところで複合的な組み合わせ等を検討しながら進めていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

6番（副島孝裕君）

消防費についてお尋ねいたします。消火栓の……

議長（山口 要君）

何ページですか。

6番（副島孝裕君）

37ページ、消防費についてお尋ねします。

説明のときに塩田地区畦川内の地上式を地下式に変更ということで承りましたが、これは基本的には塩田地区は地上式を採用されてこられましたし、嬉野地区においてはほとんどが地下式ということになっておりますが、この辺の変わった経緯についてお尋ねします。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

お答えします。

地上式の消火栓につきましてはどうしても私有地の方に入ってまいります。地下式ですと道路に設置が可能ということで公共用地等に設置できますので、個人の都合によって消火栓の移設とかなんとか現在でも発生しております。今後は、塩田地区についても地下式にすべて変更していこうということで決めております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

その件に関しては初めてお伺いしたわけですが、これが例えば、地上式を地下式に変更するとなれば相当な経費がかかるとは思いますが、その辺の経費面、それからやはりこれは一長一短がありまして、やはり地上式がいい部分、例えば、設置箇所が非常にわかりやすいとか、我々現場の消防団についてはその辺も言われます。ただ、嬉野地区についてはもうほとんどのが地下式ということで、我々は場所についてはほとんど抵抗はなかったとですけども、両町消防団が一緒になって今、嬉野市の消防団になって消火栓についてのなかなか入り込んだ話はしておりませんが、ひょっとすれば塩田の消防団の幹部の方々には地上式を採用されてこられましたので、その辺の現場の消防団あたりと十分協議をする必要があると思いますが、その点お伺いします。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

地上式の消火栓がほとんどですが、老朽化によってかえるやつが大分出てきております。この分については地下式に変更していこうということにしておりますが、地元の住民の方がどうしても地上式ということになれば地上式をはめざるを得ないと思っております。ただ、その場合には私有地にはめますので、一応借地料については無償ということで、市役所からお支払いするということはないということで今までやってきておりますので、今後もその方針でいきたいと思っております。

それから、消火栓のホース格納庫ですね。これはどうしても私有地の方に設置せざるを得ませんので、その辺は地区の方の御了解いただきながら、消火栓の本体だけはなるべくなら公有地にはめていきたいということで考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

消防団は。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

消防団につきましては、その都度設置場所について地元の部と協議を進めながらやっていきたいと思っておりますので。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

じゃ、最後の質問。ただいまの件に関してはあくまでも地下式に移行したいと、そういうお考えなのかの確認。それから、やはりそういう先ほど言われたホースの格納施設については、ほとんど住民の方がそこに私有地だから使用料をというようなお話はまずないのではないかと思います、その辺を最後の質問でお聞きします。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

地元を設置しております消火栓につきましては、市の方に借地料という請求された例はありません。ただ、地元の方で、お世話になっているということで幾らかの謝礼を払われている場合があります。その辺についてはまだ市の方ではつかんでおりませんが、地区によってそれぞれ対応が異なっていると思います。

以上です。（「いや、基本的には地下式に移行する」と呼ぶ者あり）

基本的にはもう地下式に移行するということで行きたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

その場合、各部に地下式のあのハンドルなり立ち上げのノズルは何というかな、地下式から上に立ち上げの部分の器具の名前、パイプは。ちょっと名前は失念しましたが、そういう分については各部に配布は今までの嬉野消防団同様に塩田地区の消防団にもすぐ予算措置はしてあるんですか。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

現在、塩田町内には地下式の消火栓が3カ所ぐらいあったかと思えます。地元の部にはそ

ういう配置整備しております。今後、各部に整備をする必要があると思います。ただ、地下式の消火栓がどれくらい今から進んでいくか、それによって整備状況によって地元の部には必ずそれは配備せざるを得ないと思いますので、今後の進捗状況に合わせて整備していきたいと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

地元部はそれよりか自然水利のいいところにもっと部署せにゃいかんわけよね。よそから来た人たちはおおむね消火栓に行ってもらわねえですよ、普通。消防団の作業するとき。だから、地元部というふうなことじゃなくて全部の部が持っておかなきゃ意味がないと思うんですよ。どうでしょうか。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

まず火災現場に一番先に着くのが地元の部だと思うんですよ。初期消火ということで多分地元の部が行くと思いますが、全部が、嬉野は持っていらっしゃいますので、塩田の部が今二つか三つぐらいの部しか持ってないと思います。確認していませんが、ほかの部も逐次整備するようにいたしますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第174号の質疑を終わります。

次に、議案書45ページから51ページまで、議案第175号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

48ページですけれども、歳入の方です。一般会計繰入金の部分ですけれども、事業運営安定化基準超過費用額共同負担金繰入金が11,235千円計上されておりますけれども、この間の

説明については、旧嬉野町が非常に医療費が高いということで（発言する者あり）塩田ですね。ごめんなさい、失礼しました。塩田の方が高いということで、著しく高い町に繰入金というようなことで負担がっておりますので、この件について全県下でどのくらいの地区がこの繰入金の負担金に該当する町なのかですね。基準額はどれくらいなのか、その点含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 2 時42分 休憩

午後 2 時44分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、市町村の数ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほど議員がおっしゃった16年度の分なんですけれども、7カ所 7 保険者ですね。7 保険者となっております。（「具体的に、それまで」と呼ぶ者あり）市町村名ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）多久市、鳥栖市、16年度ですので、神埼町、三田川町、北茂安町、三根町、塩田町の7カ所になりますね。

それからあとは、これが基準というですか、地域差指数とございまして、1.14を超えるということで、このときに塩田町が1.175（437ページで訂正）となっております、これに該当したということになります。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

全県下では7地区、塩田地区も入っておるわけですけど、嬉野についてはそう医療費は高くないだろうと思うけど、嬉野に当たっては、参考のためにお尋ねしますけれども、どのくらいの位置に当たりますかね。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

ちょっとさきの答弁で、塩田町が1.175と申しあげましたけれども、16年度については、済みません、1.168に訂正方をお願いいたします。

済みません、ちょっと再度お答えを訂正させていただきます。

塩田町が15年度から医療費が高いということで、この指定を受けております。さっき申しあげました1.168というのは平成15年度でございました。平成16年度は当初申しあげました1.143となっております。

嬉野町の方がちょっと市ではないんですけれども、平成18年度の嬉野市の数値でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）済みません。嬉野市の平成18年度で1.101でございます。そういうことで、18年度は該当しませんので、2年後の20年度にはこういうふうな共同負担金が発生しないということです。17年度までが該当いたします。そして、19年度までこの共同負担金が発生をいたします。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

嬉野と塩田地区と合わせて塩田の方が1.168というけれども、どのくらいの基準平均が全県下で示されるのかですね。その数値に当たっては、どういうふうな算定のもとでされたのか、そこんたいまでお尋ねしたいと思いますけど。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えになりませんが、ちょっと今これに該当したところの指数しか資料を持ち合わせておりませんので、後だって報告させていただきます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第175号の質疑を終わります。

議案審議の途中ですが、ここで3時まで休憩をいたします。

午後2時50分 休憩

午後3時 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて議案質疑を行います。

議案書52ページから63ページまで、議案第176号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

55ページの債務負担行為という第2表がありますが、この中でゆうゆう水洗化奨励金ですかね。これが農業集落と公共下水とは全く年数が違うことがありますけど、中身は全く私たちは知りませんので、担当課の方で詳しくゆうゆう奨励金の中身、それから年数がなぜ二つが違うのか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

ゆうゆう水洗化貯金制度の公共下水道と農業集落排水事業の中身の違いということですが、まず、ゆうゆう水洗化貯金というのは、供用開始をいたしまして3年以内に接続をしていただくのがまず農業集落排水事業も公共下水道も原則となっております。その接続をしやすいために3年以上継続をいたしまして積み立てていただいた場合に、工事費、あるいは積立額のいずれか多い額の2%を奨励金として市から交付する制度でございます。その2%につきましては最高が限度額で1,000千円の20千円というふうなことで設定をしております。

それと、これは農業集落排水事業の予算でございますので、平成23年度から26年度までということになっておりますけど、この債務負担行為につきましては五町田・谷所地区の債務負担行為をお願いするものでございまして、五町田・谷所地区が平成23年度に完了予定でございますので、その3年間の間に接続をしていただいた方に奨励金としていずれか低い額の方を交付するというふうなことで、今回23年度から26年度までの債務負担行為をお願いしているものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

これ途中で、積み立てをして確かにしていきよったと、家庭の事情によってやめたと、そういう場合は、いわゆる解約で全く奨励金の対象にはもちろんならんと思いますけど、そういう点も例えば、半分やめれば2分の1はもらうと、ちかっともらうと、そういうふうなこともありますか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

先ほど御説明申し上げましたように、3年以上を積み立てていただいておりますら、途中で解約をされてもその計算書を持っていただいて、接続時に申請をしていただければ該当するというふうな制度でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

54ページに戻りまして、事業費と公債費とありますけど、これは恐らく……

議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。また別な質問になるわけですね。（「今ちょっと済みましたけど」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後3時4分 休憩

午後3時4分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

54ページですね。事業費ですね、いわゆる合計が230,000千円余りと、それから公債費が1億幾らで、396,000千円ぐらいで今事業が進められていきますけど、五町田地区の終末処理場は1カ所と聞いておりますけど、そういう点について、五町田地区の全容についてこの農業集落をちょっと説明してください。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

ページ数は54ページということでございましたけど、質問につきましては五町田地区の全容というふうなことで理解しましたので、五町田・谷所地区につきましては、本格的に工事が始まるのは平成19年度から本格的に工事を始めたいと思っております。完了が、先ほど申し上げましたように平成23年度の完了を見込んでおりまして、今回お願いしている補正の組み替えでございますけど、18年度にも若干50,000千円程度の管路工事を発注したいというふうな考えておりまして、完全に五町田・谷所地区が完了するのは先ほど申し上げましたように平成23年度でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

五町田地区も昔の五町田村ですから、大分面積も広いですけど、その中でまず1カ所で終末処理場を見た場合には、いわゆる流水的にいけばいいですけど、場合によっては馬場下の今の処理場は町部は全部自然に上っていくわけですね。上らにゃいかんわけ。ですから、ポンプをはめてポンプアップするとかね、そういうところもありますので、全部流水でいく場所は恐らく下の牟田か福富かと思えますけど、そういうところに最後の終末処理場は予定は考えておられますか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

処理場の位置につきましては中ほどに計画をしております、五町田・谷所地区というのが当初の計画では2地区になっておりましたのを1カ所にするというふうなことで、工事費の縮減を図ったものでございまして、ポンプ数についてはまだこれからということですが、基本的には平たん部、五町田地区につきましては真空方式ということで吸い上げ方式、それから谷所地区につきましては勾配がございまして、自然流下方式というふうなことで、おおむね大体そのようなことで事業を進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今初めて聞きましたけれども、真空方式といえは恐らく何か空気圧を逆にした流れと思えますけど、馬場下地区では途中で中継ポンプがあつてずっと押し上げていると聞いておりますけど、真空方式というのはどういうふうな形の機械ですか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

自然流下方式につきましては1カ所ポンプで寄せて、真空方式につきましても平たん部で真空にいたしまして吸い上げる方式で、真空ステーションというふうな施設を設けまして処理場に圧送するというふうな方式でございまして、大体、平たん部の勾配のとれない部分につきましてはこのような方式が採用されておりますので、五町田・谷所地区の五町田の平たん部につきましてはそのような方式で計画をいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「もう一回よかですか」と呼ぶ者あり）

19番（平野昭義君）

ちょっと関連ですから。その機械は馬場下地区ができてから今数年になりますけど、いつごろその機械は発明されたか知りませんが、その方が維持費的とか、あるいは将来的に見て、私はいいように考えますが、いつごろその機械があるメーカーから出ましたか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

その真空方式の機械がいつぐらいからかということで、資料を持ち合わせておりませんので、後だって正式に御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時 9 分 休憩

午後 3 時 9 分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

関連。神近議員。

11番（神近勝彦君）

今の質問の関連なんですけれども、今回処理場計画地ですね、としたときに、谷所地区が今言われるように自然流下方式で多分いけると思うんですよね、地形から考えまして。五町田地区は平地だから一応ポンプ方式ということなんです、五町田地区はかなり面積広いですよ。なかなか五町田第一、第二、第三という地区系が私はちょっとなかなかまだ理解できないところがあるんですが、一番集中しているところ、今度一番最初にされるんじゃないかなという区域があるんですが、あの区域と処理場との高低差でどれぐらいあるとですか。今のJAのある地点ぐらいを考えて。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

正式な資料がございませんけど、地形的に私もそう詳しくはないですけど、ざっとして、多分処理場の予定地が若干低いかなというふうな感じを持っておりまして、正式にどの程度の高低差があるかにつきましては、ちょっと今この場でははっきり答弁はできかねます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

今の処理場の建設予定地ですよね、あれを結局、鹿島川沿いにずうっと持って行って、鹿島との郡境ですよね、そこに仮に処理場を持っていったときの高低差と、今実際ここにつくろうかという処理場の計画地ありますよね。ここの高低差によって結局、五町田の今の集落地との高低差がどれだけ変わるかという考えもあるわけですよね。管路計画でいけば多分、今の処理場計画地からすれば鹿島川の一番下流地、郡境のところにいけば多分管路としては若干、約1キロまでないぐらいの総延長になるんじゃないかなという気がするわけなんです、そのあたりの比較というのがされたのかなという気がするわけですよ。

今、私の手元にある資料でいくと、処理場の建設予定地というふうな形でうたってあるわけですよね。これちょっと話ずれますけれども、嬉野の公共下水の今寺地区にある公共下水道の処理場、あれも結局、あれが一番終末じゃないんですよね。式浪・三坂地区を考えればもっと下流側が一番適任であったわけですよ。いろんな諸条件の中であそこにつくられたんでしょうけれども、だから今回の五町田・谷所地区のこの処理場計画地というのは、そのあたりまで加味されて、もうランニングコスト関係まで含めた中でここが一番最適であったという決定の中での位置だったのか、そのあたりわかりますか。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御質問でございますが、確かに一番下流ではない地区に石垣地区といいますが、その地区に処理場を建設予定してございます。これは一応、その協議会の中での話し合いもあったことだと思いますけれども、計画的にやはり谷所地域のいわゆる平山地域とか、あそこあたりがかねて水不足が慢性化しておりまして、あそこの方に処理水を回すという計画もございます。いわゆる平山地区といえれば逆に上ったところでございますが、谷所地区に処理水を流してかんがい用水として利用するというような計画もあった関係もございます。

そして、先ほど下水道課長が申し上げました真空方式にすれば、逆に低い方からでも処理水を吸い込んで処理ができるというようなメリットもあるわけございまして、そういうも

のを利用して今後処理場に運ぶという計画になっておるようでございます。既に真空方式につきましては白石町、大町町とか、いろいろそういった既に利用されておる先進事例としてあっちこっちにあるわけございまして、そういったものを勘案して今回決定されたものというふうに理解をいたしております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

今、助役が言われた分の平山地区への復元水ですよね。そういう事情もわからないでもないですよ。でも、真空方式、あるいは今現在使われているポンプ方式ですね、あくまでもこれは機械による圧送なんですよ。ということは、常にそのあたりについての電気料、あるいはポンプに対するランニングコストというものを常に、結局、半永久的にかかってくるわけですよ、新しい施設をつくらない限りは。という中で、一番ランニングコストがかからないのは、やはり自然流下方式というのが一番自然であってお金がかからないわけなんですよ。そういう中で、平山地区ということはわかりますが、それはあくまでも農繁期の一番水の要るときだけの話じゃないかなという気がするわけですね。というのは結局、田植えをしてその一、二カ月の間だけでしょう、要はですね。だから、それが仮に500メートル延びようが、600メートル延びようが、ただ管路延長が延びるだけであって、余りそれが処理場の位置に関係するとは私は考えにくいんじゃないかなと思うわけですよ。将来的なランニングコストを考えたときに、やはり処理場の位置というのは先ほどから言いますように一番下流地の方に持って行って、なるべく真空ポンプであろうが、圧送ポンプであろうが、なるべく箇所数、あるいは延長数を減らしていくべきだと思うんですよ。将来を考えればそれが一番最適だと思うんですよ。だから、もうこれは決定になっているわけですね、処理場については。そのあたりどうなんですか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

処理場につきましては、ほぼこの位置で決定をしております。それと、将来にわたって自然流下方式、真空ポンプ方式のランニングコストということで今御質問を受けておりますけ

ど、五町田地区が真空方式ありきじゃなくて、できる限り自然流下方式で採用できる分については自然流下というふうなことでは思っておりますので、谷所地区も自然流下ありきじゃなくて、両方の一番いい方法をとということで現在作業を進めておりますので、将来的にわたっての比較検討等も一応今検討をしている段階でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ちょっと関連するような質問で申しわけないんですけども、今回、五町田と谷所ですか、農排が行われるわけですけども、大草野地区、これについては非常に関連する質問でいけないんですが、農排でやられるのか、あるいは現状、旧嬉野町の公共下水道、これを取り入れていかれるのか、予算との関連いろいろあるかと思っておりますけれども、そこら辺についてはどのように市長、担当課、どちらでもいいですけど、お考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

一般質問でもお答え申し上げましたけど、あと懸案の地区が大草野地区、それから北志田、南志田、久間地区ですね、まだ幾らかあるわけではございまして、それを今年度予算をいただいて総合的な上水の計画ということもつくっております。その結果次第ということになりますけれども、今御意見ありますように、一番効率的な形でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

効率的といえ、素人で見てもいわゆる大草野地区は公共下水道を嬉野町は拡充していくという形でいった方がより効率的だというふうに思うわけですけども、答弁難しいでしょうけど、そのように判断してよろしゅうございますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

データとしてはっきり出てくるとお思いますので、それは後ほど御報告もできると思いますが、私は以前、公共下水道と農集と、それから合併浄化槽と比較検討した段階では、公共下水道の方が最終処理まで考えた場合にはいいのではないかなとおっております。ただ、今検討しているところですから、断定的なことは申しませんけれども、慎重にやっていきたいとお思います。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに。神近議員。

11番（神近勝彦君）

61ページに行きたいとお思います。

ここの中で一般管理費、施設管理費、また五町田・谷所地区農業集落排水事業費という3項目があるわけですが、この中で公課費、委託料は今回減になっていますね。歳入の中でも減になって、これはかなり下水道課の職員が努力をされて、水道課職員の徴収関係を下水道職員がやると。それに伴う減ということで大体お話は聞いているわけですね。これに対しては職員の皆さんに今後とも頑張ってくださいたいと、いい仕事をやられているなというまず称賛を送りたいとお思います。その中で3項目め、これもかなり減額をされているわけですよ。そのかわりに工事請負費の方に科目が変わったと。測量関係の委託関係を50,000千円減額されて、その50,000千円分は工事請負費と収入に上がってきているわけですね。この点についても多分職員の努力というふうなことは聞いているわけですが、この努力について御説明をお願いしたいとお思います。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

職員の努力と、これは委員会の折にもそういう説明をいたしております。それと、最終的

には入札減も含んだところでの減額というふうなことでございます。まず、当初予算段階でのこの委託料の見直しを行っております。それによりまして、まず地形補整ということで、当初予算段階では都市均衡ということでしたのを、都市均衡は必要ないということで高地の地形に変更をしております。それと、横断測量につきましては間隔を25メートルから50メートルに変更をしております。それから水準測量、水準点設置につきましては延長がかなり長いということで、歩掛かりの補正を行っております。それから、地質調査につきましては、当初予算では37カ所のボーリングということで上げておりましたけど、これにつきましてもいろいろ打ち合わせの結果、地区に満遍なく配置をいたしまして、13カ所ということで、まず当初予算と、それからそういうふうないろいろな補正をした結果、予算的には31,000千円程度その精査で落ちております。それと、実際発注をするときに約20,000千円程度、落札率が84%程度で落札をしていただいておりますので、それで約20,000千円程度落ちておまして、合計で50,000千円程度の委託料に不用額が生じたと。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

当初予算からすれば大分精査をされたということでわかってまいりました。その中で50,000千円工事の方に回されたわけですね。これは前々から谷口市長が町長時代のときからずっと要望というか、言ってきたのが、結局、今回公共下水と農業集落排水という2本立ての下水道化ですよね。そういう中で農排は6年間の事業、公共下水は平成30年近くまでの長期にわたる事業という中で、職員育成をもっとさらにすべきじゃないかということはずっと訴えてきたわけですよ。というのが、今回もこのあたりを結局職員がある程度することによってかなり委託料が減にもなってきたと、大体ですね。そのあたりを考えたときに、やっぱり専門的な職員が2人、あるいは3人育成されることによって今後まだ久間地区、あるいは大草野地区がどうなるかわかりません。でも、そのあたりについての管路設計というのはある程度職員でできると思うんですよね。縦断が厳しくない限り、あるいはポンプ圧送関係が出ない限りは、自然流下であればある程度の設計関係は職員でも大体判断ができてくると思います。そうすればかなり委託料関係も今後減らしていくことができると、職員で対応していけると、そういう気がするわけですよ。今の職員の中でやはり専門的な職員を今後まだ2人、あるいは3人

ぐらい育てていく必要があるんじゃないかなという気がするわけですが、そのあたり、これは課長、部長に聞くよりも市長の方に聞いた方が適切かと思うんですが、その点いかがですか、市長。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

全体的な人員配置の課題もありますけれども、以前の議会でのいろんな御意見等もいただきまして、確かにそういう答弁をいたしましたし、私たちが努力をしていきたいという話をしております。そういうことで、非常に採用人員が少ない中では非常にやりくりしながらではございますが、若手の職員と準若手といいますか、それを今継続的に配置をいたしております、できるだけ専門的な知識を持つように努力をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

市長の答弁のとおり、若手と準若手といいますか、中間職ですね、ということで割と専門職的な育成をされているのは存じております。でも、彼ら以外に結局それを引き継ぐ若手というものがまだ育っていないのが現実なんです。だから、これから嬉野、また塩田地区、大きなこういうふうな事業を進める中で、やはりそのあたりは人事削減とかいろいろ課題があるでしょうけれども、やはり配置すべきところにはやはり職員を配置していく。職員を少なくすること自体は財政改革じゃないんですよね。財政課にしる、福祉関係にしる、人材が要るべきところにはやはり専門的な職員を配置していくこと自体が私は財政改革だという気持ちを持っているわけですよ。だから、財政改革と言いながらも人的配置というものにはやっぱりいろんな職場の専門的な職員を育てていくという考えの中で今後とも取り組んでいきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そういうことも踏まえまして、準若手と申しましたけど、入って間もなくのも配置をしているところございまして、また例えば、福祉関係におきまして今回、福祉事務所を設置したわけでございますが、やはり年代を考えて県の方に派遣して研修を積んで帰ってきておるところでございます。そういう点で非常に財政的にも人間的にも厳しいわけですが、やはり必要なところと申しますか、今御意見のように専門的に相談業務を受けるところとか、またテクニックが必要なところにつきましては、できるだけ私どもの職員で対応できるように努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

17番（田口好秋君）

61ページにまた戻りますが、お尋ねしますが、石垣地区に終末処理場が計画をされておりますが、その終末処理場の処理水の放流ですか、どこに放流されるのか、処理水の放流、これを教えていただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時 29 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

助役。

助役（古賀一也君）

済みません。ただいまの御質問ですが、一応放流先としては鹿島川になると思います。あと、いわゆる還元用水として利用される分については一部、先ほども言われましたけれども、田植え時期とかかんがい用水が必要なときにおいては平山地区に還元するというようなことが計画されておるといふふうに思います。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

今、鹿島川と言われましたが、処理場から鹿島川にどうやって放流されるのか、そのところを私は聞きたいんですよ。というのは、馬場下の処理場をつくる時に塩田川に放流という計画が当初されました。私は反対したんですが、いわゆる塩田川にあその処理水を流すとすれば処理水を全部ポンプアップしなくちゃいかんわけですよ。だから、今聞いているのはそういうことをされるのか、それとも処理場の近くのいわゆる用水路あたりに放流をされるのかで物すごいコストが違うんですよ。そこを聞きたいんです。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御質問にお答えいたしますが、処理場から鹿島川に放流する場合に、今既に樋門か、用水路の排水口か、ちょっとあるかないかもちょっと今のところ私自身存じ上げておりません。もしないとすればポンプアップして放流するということになるかというふうに思いますけれども、ちょっとそのあたりは私自身余り把握をしておりませんので、後ほどまた聞いていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

今、西村議員と深村議員の方から水路ということ話をされております。それが一番ベストなんですよ。今言われるように鹿島川に放流するとなればすべての処理水をポンプアップしなくちゃいかんという形になるかと思えます。そういうことで、ぜひ水路に放流するような形をしないと、もうずっとこれはポンプ代がかかるわけですから。それは確かに真空式ですから、いつもかかるわけですね。真空式も一長一短あるわけですよ。福富とか有明の牛屋地区とかやっておられる。私も見に行ったことがあります。それは平たん部ではないですけど、処理水だけはできるだけ自然に水路に放流して、そこではお金がかからないような方向でやっていかないと、集めた水を処理してなおかつまたポンプアップしなければならぬと。それは確かに平山地区に干ばつときにはやられる計画はあるかもわかりません。しかし、それはあくまで非常用だと、ですね。ですから、できるだけ処理水に金がかからないような形で進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

今、田口議員の方からお話がありましたけれども、推進協議会の中では処理水の方向についても示しをしておるわけですが、一つ課題を抱えるのは、やはり地権者の問題等々については、施設の設置場所についてある程度進んでおりますけれども、周辺にかかわる地権者の方ですね、処理水を流す水路の関係とか、そういうことについてのお話し合いはできておりませんので、今後どういうふうな形で地権者の理解、周辺部の理解をもうっていくのかというのを質問いたします。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

処理場の用地の隣接の方につきましては、いろいろ土地改良区とか農振除外等の関係で印鑑までいただいて承諾はもらっております。それと、御質問のとおり周辺部につきましては、まだ正式な説明会はいたしておりませんので、今後どのような地区が何地区説明会が必要なのか、十分検討をいたしまして説明会をいたします。

それと、これは処理場建設に係る事前の説明会ということで、12月15日の佐賀新聞にそのようなお知らせをいたしております。今度の日曜日にその説明会をするというふうなことで佐賀新聞に載せておりますので、それによりまして一応そういうふうな説明にかえられるんじゃないかというふうに思っております。最終的には何地区か関係する地区につきましては、まだ正式にはどのような方法ですかしておりませんが、それぞれの地区に相談をいたしまして、説明会をするように計画をいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

処理場の処理水の問題、そしてまた一つは終末する施設を建設するに当たっていろいろな

農道の拡幅工事の問題とか、水路の問題とか、周辺地区における作業にかかわるいろんな問題が出てくると思いますけれども、総合的に地区の住民の理解がまず最優先じゃないかと思っておりますので、そのあたりはしっかり地区の人たちとの協議を重ねながら進めていくべきではないかと思っておりますけど、その点また確認をさせていただきます。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

御質問のとおり、総合的な説明会ということで進めていきたいと思っております。処理場を建設するに当たりまして周辺部の環境がどう変わるかと。農道の問題、いろいろ幅員の問題、あるいは放流する水路の問題いろいろございますので、十分な協議をしながら事業を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第176号の質疑を終わります。

次に、議案書64ページから74ページまで、議案第177号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

73ページなんですけれども、1目のゆうゆう水洗化貯金奨励金の問題です。700千円の減額補正がされているわけなんですけれども、これは加入者が少なかったのかなというふうに判断をするわけです。私住んでいるところは三坂なので、よく話に出るのが、その三坂式浪地区あたりにはいつぐらいから工事があって、何年度ぐらいから供用開始になるのかという非常に意見が多いわけです。と申しますのが、あの地区はやっぱり45歳、50歳、こういう人たちが占める割合というのが70%ぐらいあるんじゃないかと思うんですよね。そうなりますと、いわゆるその子供さんたちが大学へ行くとか専門学校へ行くというそういう子供さんをお持ち

ちの世帯なんです。非常に金がかかるということで、事前にある程度供用開始がいつごろなのかというのがわかっておれば非常に計画を立てやすいわけですよ。この奨励金はやっぱり最終的には接続率を高めるという趣旨のもとにこういう施策が講じられていると思うんです。そういう意味からして、前広にやっぱり非常に財政的な問題もあって厳しいかと思えますけれども、前広にすることによってやっぱり将来的な接続率の向上につながるんじゃないかというふうに思うわけで、そこら辺についてはやっぱり非常に厳しい状況ですので、明らかにできないんですかね。そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

旧嬉野地区の公共下水道でございますけど、全体の計画を453ヘクタールということで、現在1次認可、2次認可、1次認可は99ヘクタール、2次認可は70ヘクタール、それから今年度に30ヘクタールの認可を受け持って169ヘクタールの整備を進めている状況でございます。非常に厳しい状況の中でそれぞれの認可を受けながらやっていくわけでございますけど、先ほど来より市長も答弁がありましたように、現在、嬉野市全体の汚水処理計画というふうなことで今年度の予算をお願いをしておりますので、そのある程度の仕上がりを見ながら今後どういうふうにするかということで検討を進めていきたいと思っておりますので、いつごろというふうなことにつきましては現段階では答弁をできかねます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

じゃ、計画がきちっと明らかになったならばぜひとも前広にPRをぜひしていただきたいということを要望だけしておきたいと思えます。答弁要りません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

同じく73ページですね。この中の管理費、これはまだ接続世帯数がやはり少ないというの

が大きな要因じゃないかなという気がするわけですよ。試験開始の3月ですね、本稼働の4月、それから11月までの間に幾らの世帯数が接続されているのか、そのあたりの御報告をしていただきたいというのと、一番接続世帯が多い地区、そこだけでもちょっと教えていただけますか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

現在の接続状況でございますけど、245軒、接続可能が949ということで、25.8%の接続になっております。地区ごとの……（「接続のところだけでいいですよ」と呼ぶ者あり）

現在の245軒の内訳については、今資料を持ち合わせておりませんので、後だって正式な数字は御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

そういう内訳は後でまてください。

関連の中でゆうゆう水洗化貯金というのがございますよね。これで行くと一番多いのが下宿地区なんですよ。81軒、続いて多いのが今寺地区の54軒、あとは軒並みに少ないわけですよ。温泉区の1、2、3、4区今工事やられていますが、1、2、3、4区合わせたって100軒ぐらいしかないんですよ。このゆうゆう水洗化事業を加入されている世帯数というのが。そういう中で今245軒の接続率という中で、やはり両方ちょっと兼ねて言って申しわけないんですが、これから先949軒の対象者が100%していただくためには、このゆうゆう水洗化貯金のPRももっとしていくべきじゃないかなという気がするわけですよ。これは昨年かのおきにもたしか一般質問でも、予算審議のときでも言ったと思うんですよ。かなり伸びてないんですよ。たしか1年前ぐらいの数字と比較したとき、現在のこの加入率と余り変わってないんですよ、1年ぐらいたっても。それだけ余りPRができてないんじゃないかなという気がするわけですね。だから、特に今寺の一部、下宿地区、温泉区、あっちは下野区ですか、下野区が21軒しかないんですよ。あれだけ今整備されている割には少ないわけ

すよ。だから、加入率を上げていくためには、やはりこのあたりの結局PRをもっとして、公共下水道に接続をしていただくと、それが結局環境整備につながるという中で、もっと取り組みをしていただきたいと思うわけですね。ですから、そのあたりについてはいかなのかなと、今後のPRについてですよ、どうですか。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

ゆうゆう水洗化貯金というふうな早期加入の接続制度でございまして、確かに御指摘のように若干PR不足もあったのかなと、嬉野地区全部で今350軒程度ということで、塩田地区につきましては五町田・谷所地区が9月から始めましてもう既に300軒近く加入をいただいております。今後もう一度この制度のすばらしいのをPRをしながら進めていきたいと思っております。それと、ゆうゆう水洗化貯金、今年度につきましては一応32軒の申し込みということで、これは奨励金を支給した件数でございますけど、工事をされた方の32軒が該当しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

ゆうゆう水洗化貯金をPRすることによってやはり公共下水道の意義ですよ、そのあたりを十分皆さんにやっぱりお伝えしていただきたいと、そのように要望しておきます。

先ほど山田議員がおっしゃったように、計画が出てきたなら早目、早目に今のほかの地区ですよ、結局は湯野田地区、下岩屋地区、そして今寺、式浪、三坂、このあたりの中でもやはり接続をしたいというところがあるわけなんですよ。特に新興住宅地である下岩屋2区、3区、あるいは今寺から三坂にかけての新興住宅地、このあたりというのは今合併浄化槽で、ただつなぐだけなんですよ。だから、費用的にも各家庭そんなにかかるわけじゃないんですよ。だから、そういう方々にやはり先に入っていただくことによって公共下水の結局収入も上がってくる、そして、施設も順調に回ると、やはりそのあたりの体制をとっていただきたいという、このあたりも私の要望として伝えておきます。答弁要りません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

73ページの需用費の光熱水費の5,000千円からの減額というのは、結局加入者が少なかったから利用せんでよかったから光熱水費が少なかったのかということと、あわせて太陽光の売電のところが101千円上がっているんですけど、これは売っていない分でどのくらいの光熱水費の減額に寄与しているのかということがわかっておったらお教え願いたいと思います。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

光熱水費の5,000千円の減額ということでございまして、加入者が少なかったというふうなことではなくて、当初予算を組む段階である程度処理場の委託業者、電気関係の業者にどの程度の額が必要なのかというふうなことで試算をお願いいたしまして、実際、処理場で700千円程度月に要るんじゃないかというふうなことで、それからマンホールポンプにつきましては1,000千円程度必要じゃないかというふうなことで、それをもとに予算を作成いたしました。しかし、実際に浄化センターを稼働して間もなく1年近くなるわけですけど、実際の電気料の見込みが1,700千円程度ということと、それからマンホールポンプにつきましては思った以上に必要なかったということで、大体200千円程度というふうなことになりましたので、実績見込みで減額をお願いしているものでございます。

それと、太陽光発電を設置しておりますけど、売電の分につきましては100千円程度ということと、それと正式に試算をしておりますけど、実際処理場の電気料に換算すると、250千円程度がそれにお手伝いをしているというふうなことで、両方合わせますと太陽光が350千円程度というふうなことでお答えをいたします。

以上でございます。

議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第177号の質疑を終わります。

次に、議案書75ページから77ページまで、議案第178号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）全部及び地方債補正について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

76ページですね。この第七、第八も同じでしょうけど、このことについては塩田の方は場所はどこであるかも知らない人もいまだかつてあると思います。ですから、私たちはたまにあそこに行って観察して見るわけですけど、いわゆる第七の区画整理がいつから始められていつまで済むのか、そういうふうなところからまず知りたいと思いますけど、その総額の予算の計画、そういう点がわかったら教えてください。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

第七土地区画整理事業につきましては、和多屋別荘の下から塩田川の左岸の方でございます。そして、国道34号線と築城の交差点までを第七土地区画整理事業で行っております。それと面積といたしまして約26.9ヘクタールでございます。事業の計画ですけど、事業の決定という形で平成7年から現在平成23年度まで計画をしております。総事業費といたしまして約6,850,000千円程度事業計画をしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

23年ということは、あと5年ぐらいでありますけど、いわゆるこれも都市計画ですから、嬉野は塩田と比べて非常にいいことをやっておられるなと思ってはおりますけど、総事業費が6,850,000千円ですかね。それじゃ、第八も大体、これは議案書にまた先に行きますけど、関連しますけど、大体同じ規模の程度のものですかね。

議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。第八についてはまた第八のときに。（「それはよか。後でよ

か」と呼ぶ者あり)じゃ、今の質問はどうされますか。もう質問2回目なしですか。平野議員。

19番(平野昭義君)

その中で、中身はよくわかりませんが、いわゆるこれは起債も相当ありますけど、国の補助、あるいは県の補助、それから市の負担の割合が大体大まか上がっておれば教えてください。

議長(山口 要君)

支所建設課長。

建設課長(支所)(一ノ瀬良昭君)

お答えいたします。

総事業費は約6,850,000千円程度と申しましたけど、国の補助金といたしまして約55%の補助で、県費補助につきましては第七土地区画整理事業だけが県費補助対象になっております。あとは市債と保留地処分金事業で対応しております。

以上でございます。

議長(山口 要君)

平野議員。

19番(平野昭義君)

今、国は55%、県費は何%と、それ全部市が持つわけですかね。金額はパーセントもなかったばってんが。

議長(山口 要君)

支所建設課長。

建設課長(支所)(一ノ瀬良昭君)

お答えいたします。

県費補助につきましては、事業費分の2.73%(459ページで訂正)でございます。

以上でございます。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第178号の質疑を終わります。

次に、議案書78ページから80ページまで、議案第179号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）全部及び地方債補正について質疑を行います。平野議員。

19番（平野昭義君）

先ほど第七でお尋ねしたような形で、もう一度第八も教えてください。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

済みません、訂正をさせていただきます。県費補助につきましては2.73と申しましたが、2.33%でございます。

それと、第八土地区画整理事業につきましては、塩田川の右岸の方で夢街道から県道までの井手川内の地区まででございます。その分につきまして面積が約15.7ヘクタールで、総事業費といたしまして3,097,000千円でございます。事業の計画決定が平成9年度から平成23年度までの事業となっております。

以上でございます。（発言する者あり）

補助金といたしましては、国の方から50から55%いただいております。県費補助につきましては県道改修は入っておりませんので、県費補助はありません。あるいは繰越金、保留地処分金、起債等でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

大体合わせてほぼ100億円ですね、それについて国が55%で、あとは県はわずか2.33ぐらいで、あとは市の起債、起債はいわゆる何十年ぐらい償還はされておりますか。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

起債につきましては、償還がたしか25年だと思っております。据え置き3年の償還が25年

ですね。

それから、この区画整理事業につきましては先ほど説明ございましたけれども、事業の種目といたしまして通常費、それから交付金、それからこれは補助、あるいは交付金が交付されます。その交付割合は先ほど申し上げましたとおりでございます。そのほかに地方特定道路と、これは起債事業でございます。それから保留地処分金事業、この大体四つの種目で事業を行っております。

起債の関係ですけれども、通常費につきましては補助残の充当率が55%ですね。それから、交付金利はございません、起債は。それから起債事業でございますので、地方特定道路につきましては充当率が90%というふうになっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今の充当とかあるいは補助とかいろいろ組み合わせましたら、割合にそういうふうな意味では、お金の上では幾らか楽に聞こえますけど、あと区画整理をされた、今家があって、そしてこれは区画整理ですから、残った土地もありますから、そういうふうな残った土地の、これ当然販売となりますかね、そういう意味では今既に何戸か売れたとか、あるいはいろいろありましようけど、そういう意味では進捗率はどの程度あって、どのくらいの値段で売買されているのか、もしされておれば教えてください。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時59分 休憩

午後 3 時59分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

その前に、先ほど申し上げました起債の関係で御訂正をさせていただきたいと思います。

いわゆる区画整理事業に係る起債の償還年限でございますけれども、これは幾らかございまして、いわゆる補助事業関係の分につきましては償還期間が20年でございます。それから地方特定関係、いわゆる起債事業で行う事業については15年、それから保留地処分金事業、これは10年償還ということになっております。申しわけございません。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

保留地処分の面積といたしまして、事業計画で約1万4,000平米程度でございます。今、売却しているのが431平米売却しております。今後、保留地処分単価等決めまして処分していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

これは嬉野の町のころにとっては大事業の思い立ちと思いますけど、いわゆるこういうふうなバブル崩壊以降ちょっと前のショックが来ておりますけど、今後その点について路線価格、そういう点もごみごみしたところよりか地価が上がるとは思いますけど、そういうふうな見通しもあって、またそういうふうになっておりますかね。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

事業計画では平米当たり50,700円で設計をしております。今現在、不動産が若干動いておりますので、その分のスライドという形で今現在検討をさせていただいております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第179号の質疑を終わります。

次に、議案第180号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第180号の質疑を終わります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで諮問第3号の質疑を終わります。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで諮問第4号の質疑を終わります。

次に、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで諮問第5号の質疑を終わります。

次に、議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命について質疑を行います。質疑ありませんか。織田議員。

9番（織田菊男君）

ことしの1月1日で合併いたしまして、市長、議員初めほとんどの方がかわっていると思います。教育委員会も合併前は嬉野町と塩田に両方あったと思います。それを合併したので、新しくなった教育委員ということで任期が4年じゃないかと考えておりましたが、その辺はどういうふうになっておりますでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

教育委員につきましては、先ほど申し上げましたように、法によりまして合併後新しく教育委員がスタートしたわけでございます。その中で5名いらっしゃいますけれども、教育委

員につきましては1名が1年、1名が2年、2名が3年、1名が4年ということで、決定するように決まっておりますので、合併という特殊な事情もございましたけれども、これから毎年このような時期に教育委員の任期満了というのが参るということになっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

織田議員。

9番（織田菊男君）

合併して1年ばかりでようやくなれた状態と考えております。そういう点で、私は再任をするべきじゃないかと。ようやくなれた時点でまたかえるというのはなかなか大変じゃないかという考えを持っておりますが、市長どういうふうな考えをお持ちでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も、スタートいたしましてわずかでございますので、できましたらとは考えておりますけれども、しかし、慣例によりますと、どの時点かでやはり任期というのが参るわけでございまして、私も以前から特別職につきましては任期限りでということですずっとお願いをしてきた経過もございます。そういうことでございますので、今回につきましては再任ということになりますと、任期満了になられますと、今の現在委員さんにつきましては70歳になられるわけでございますので、任期途中でのということになりますといろんな課題もあると思います。そういうことでございますので、話し合いをさせていただいて、御勇退の御意向があらわれましたので、今回新しくお願いをするということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

織田議員。

9番（織田菊男君）

1年、2年、3年、4年ということで決められたということですが、この基準はどのような条件で1年、2年、3年、4年ということが決定されましたか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

新しい教育委員さんにつきましてはできるだけ両塩田、嬉野地区から公平にということをしていろいろな方から御意見を聞いておりましたので、私もそれで行いたいというふうに考えておりました。そういうことで、当初選任をさせていただくときに塩田町教育委員会からお二人、それから嬉野町教育委員会からお一人、そして大草野教育委員会からお一人ということをお願いをいたしたわけでございます。そして、任期につきましてはいろいろ課題もありますけれど、公平にということでありまして、年齢の高くあられる方から1年、2年、3年、4年というふうな形で大まかにお願いをしたということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

人事案件ですので、余り奥深くはいろいろ問題ありますけど、一般質問でも10人ぐらいの方が今、学校問題、いじめの問題があって一番大事な時期じゃないかと。そういう意味では、年齢的にと申されましたけど、私は、今は75歳まで働く時代と。これは当然定年も65に間もなくなくなる可能性もありますから、そういう意味では、特に特別職の方は知恵はたくさん蓄積しておりますし、そういう意味では年齢にはそう大した影響はないと。ただ、今こういうふうな事件があって、ほんな先々日ですかね、次の自分の抱負も私も聞きましたし、今やっぱりしっかりやらんといかんと思うことが、大分この間の議会で一般質問で回答いただいておりますので、そういう意味では今後の案件はいささかどうかなというふうに感じてはおります。答弁を。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も今の非常に厳しい状況というのも十分承知をいたしておりますし、現池田委員の御活躍、御努力についても十分承知もいたしております。そういうことで、お話し合いもさせて

いただいたわけでございますけれども、御本人の御勇退という御意向もございますので、そのようなことで取り扱いをさせていただいたということでございます。心から敬意を表しております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第181号の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、当初の会期日程では、あすも議案審議の予定でありましたけれども、本日で議案審議の議事の全部を終了したため、あすは休会といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。あすは休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後4時9分 散会